

衆議院建設委員會議錄第一二号

昭和六十二年五月十四日(木曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

土地問題に関する小委員

- 谷 洋一君 中島 衛君
野中 広務君 平沼 赳夫君
村岡 兼造君 森田 一君
小野 信一君 中村 茂君
坂井 弘一君 西村 章三君
中略 雅弘君 村岡 兼造君

昭和六十二年五月十四日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

- 委員長 村岡 兼造君
理事 谷 洋一君 理事 中島 衛君
野中 広務君 理事 平沼 赳夫君
森田 一君 理事 中村 茂君
坂井 弘一君 理事 西村 章三君
榎本 和乎君 金子原二郎君
瓦 力君 桜井 新君
鈴木 宗男君 田村 良平君
中島源太郎君 中村喜四郎君
東 力君 松田 九郎君
松永 光君 三塚 博君
小野 信一君 坂上 富男君
沢藤礼次郎君 三野 優美君
大野 潔君 伏木 和雄君
伊藤 英成君 辻 第一君
中略 雅弘君

出席國務大臣

- 建設大臣 天野 光晴君
國務大臣 綿貫 民輔君
(国土庁長官)

出席政府委員

委員外の出席者

- 国土政務次官 工藤 巖君
国土庁長官官房 清水 達雄君
長 国土庁長官官房 志水 茂明君
水資源部長 星野 進保君
国土庁計画・調整局長 田村 嘉朗君
国土庁土地局長 柳 晃君
国土庁大都市圏整備局長 山本 重三君
国土庁防災局長 東家 嘉幸君
建設政務次官 高橋 進君
建設大臣官房長 渡辺 尚君
建設大臣官房総務審議官 市川 一朗君
計課長 牧野 徹君
建設省建設経済局長 北村廣太郎君
建設省都市局長 陣内 孝雄君
建設省河川局長 鈴木 道雄君
建設省道路局長 片山 正夫君
建設省住宅局長 古川 定昭君
警察庁刑事局捜査第二課長 半田 嘉弘君
警察庁警備局警備課長 大森 敬治君
防衛庁防衛局運用課長 川 信雄君
大蔵省理財局国有財産第二課長 松原 東樹君
労働省労働基準局監督課長 廣見 和夫君
労働省職業安定局雇用政策課長 次郎丸誠男君
消防庁地域防災課長

委員の異動
(日本道路公団 建津 義弘君
理事)
建設委員会調査 佐藤 毅三君
室長

委員の異動
三月二十六日
野間 友一君 補欠選任

野間 友一君 補欠選任
四月六日
中略 雅弘君 野間 友一君 補欠選任

野間 友一君 補欠選任
五月十四日
井上 泉君 鈴木 宗男君 補欠選任

井上 泉君 鈴木 宗男君 補欠選任
同日
鈴木 宗男君 濱田 幸一君 補欠選任

鈴木 宗男君 濱田 幸一君 補欠選任
三月二十五日
総合保養地域整備法案(内閣提出第八〇号)(予)

閣提出第四四号)
民間都市開発の推進に関する特別措置法案(内閣提出第四四号)
は本委員会に付託された。

四月八日

首都圏中央連絡道路の建設促進に関する陳情書
(東京都千代田区丸の内三の五の一 東京都議会
内若松貞一外九名(第九三三号))
近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する陳情書
(静岡市追手町九の六 静岡県議会内山崎勝二外
六名(第九四四号))
道路財源制度の堅持に関する陳情書(宮崎県日
向市本町一〇の五日向市議会内柏田利彦(第九
五五号))
河川の流況及び河川環境改善に関する陳情書
(静岡市追手町九の六 静岡県議会内山崎勝二外
六名(第九六六号))
生活雑排水対策の推進に関する陳情書(静岡市
追手町九の六 静岡県議会内山崎勝二外六名(第
九九七号))
国営公園の誘致に関する陳情書(金沢市広坂二
の一の石川県議会内宮下正一(第九八八号))
公営住宅団地の駐車場建設費の補助に関する陳
情書(静岡市追手町五の一 静岡市議会内織田清
(第九九九号))
公営住宅用地取得費補助制度に関する陳情書
(静岡市追手町五の一 静岡市議会内織田清(第
一〇〇〇号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

小委員会設置に関する件
参考人出頭要求に関する件
小委員会における参考人出頭要求に関する件
治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第二一九号)
民間都市開発の推進に関する特別措置法案(内
閣提出第四四号)
建設行政の基本施策に関する件

国土行政の基本施策に関する件

○村岡委員長 これより会議を開きます。

建設行政の基本施策に関する件及び国土行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、建設行政の基本施策及び国土行政の基本施策について、建設大臣及び国土庁長官から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。天野建設大臣。

○天野國務大臣 建設行政の基本方針及び当面の諸施策について、私の所信を申し述べます。

最近の我が国経済の課題は、行財政改革を推進する一方、内需を中心とした景気の持続的拡大を図り、雇用の安定と地域経済の活性化を積極的に図っていくことにあります。

このため、昭和六十二年の建設省関係予算については、歳出規模を厳しく抑制するという予算編成方針のもとではありましたが、道路特定財源の全額確保、財政投融资資金の積極的活用、民間活力の活用、補助率の暫定的引き下げ等の措置を講ずることにより、事業費の確保に努めたところであります。

また、昭和六十二年の税制改正については、民間活力を活用するための税制の創設、土地譲渡益課税の改善等が行われることとなっており、御承知のとおり、国土建設の目標は、住宅・社会資本の整備を通じ、国土の均衡ある発展を促進し、活力ある経済社会と安全で快適な国民生活を實現することにありますが、我が国の住宅・社会資本の整備はいまだ立ちおくれた状況にあります。

このため、昭和六十二年度においては、民間活力の活用による都市開発の促進のための新たな施策の展開等を図り、住宅・社会資本の整備を強力に推進していく所存であります。以下、当面の諸施策について申し述べます。第一に、都市対策であります。

これからの都市整備に当たっては、本格的な都市化、情報化、産業構造の高度化等に適切に対応するとともに、それぞれの地域の特性を生かしながら、安全で個性と魅力ある都市を形成することを目標として、長期的展望のもとに、総合的、計画的に都市政策を推進していくことが必要であります。

このような観点に立つて、都市計画を適切、有効に推進するとともに、街路、公園、下水道等の都市基盤施設については、五カ年計画に基づき、計画的かつ効率的にその整備を進めてまいりたいと存じます。

さらに、内需の拡大、都市機能の高度化等に資するため、市街地開発事業等の一層の拡充・推進を図るとともに、新たに地方都市等に配慮した民間事業者による都市開発を推進するための制度の創設を図ることとしております。

また、都市近郊集落の計画的整備を進めるための措置を新たに講ずるとともに、都市の防災構造の促進、都市緑化の積極的推進と「国際花と緑の博覧会」の準備を図ってまいります。

第二に、住宅・宅地対策と建築物の整備であります。

住宅は、国民の生活の基盤であり、家族の団らんのため、本年は国際居住年にも当たっており、内需拡大の要請にもこたえながら、第五期住宅建設五カ年計画に基づき、総合的な施策を展開してまいりたいと存じます。

このため、住宅金融公庫の貸し付け条件の改善及び住宅税制の拡充等を図るとともに、大都市地域等における公共賃貸住宅の的確な供給、既成市街地における良質な市街地住宅の供給、既存住宅ストックの有効活用、高齢者対策の充実、地域に根差した住まいづくりの推進、木造住宅の振興等の施策を推進してまいりたいと存じます。

また、宅地対策については、地価の安定に留意しつつ、良質な宅地の供給を促進するため、公的宅地開発の推進、政策金融の活用、関連公共施設整備等を図るとともに、特に、線引きの見

直しの促進、開発許可制度の適切な運用、土地関係税制の改善等に重点を置いて各般の施策を総合的に推進してまいりたいと存じます。

さらに、建築物の整備については、技術開発等の推進、総合設計制度等の一層の活用を図るとともに、建築規制に關し、経済社会の変化に対応した適切な見直しを図ってまいりたいと存じます。

第三に、国土の保全と水資源の開発であります。我が国の国土は、洪水・土石流等に対して極めて弱い体質を持っておりますが、その保全施設の整備はいまだ立ちおかれております。

このため、新たに昭和六十二年を初年度とする第七次治水事業五カ年計画を策定し、重要水系の河川の整備、土石流・地すべり対策等を計画的かつ強力に推進するとともに、海岸事業及び急傾斜地崩壊対策事業をそれぞれの五カ年計画に基づき積極的に推進してまいりたいと存じます。

また、災害対策の充実を図るため、新たに災害関連緊急事業の制度を創設し、その着実な実施に努めてまいります。

さらに、安定した水供給を図るため、多目的ダム等の建設等による水資源の開発を促進してまいりたいと存じます。

なお、地域に密着した豊かで潤いのある河川の整備を一層促進するため、河川の整備に市町村長が参加できることとする等の方策を講ずる所存であります。

第四に、道路の整備であります。

道路は、国土の均衡ある発展、活力とゆとりある地域社会の形成及び安全で快適な生活環境の確保を図るために欠くことのできない基本的な公共施設であります。

しかしながら、我が国の道路整備は、いまだ質量ともに立ちおかれております。

このため、第九次道路整備五カ年計画に基づき、高速自動車国道から市町村道に至る道路網を体系的に整備していくとともに、多様化し高度化する国民の要請にもこたえてまいりたいと存じます。

特に、高速自動車国道に対する国の助成措置の強化を図るなど有料道路事業の推進を図るとともに、全国的な高規格幹線道路網の計画を早期に策定する所存であります。

なお、民間活力を活用しつつ、東京湾横断道路及び明石海峡大橋の建設を推進するとともに、新たに伊勢湾岸道路の建設に着手することとしております。

第五に、建設産業・不動産の振興であります。建設産業については、建設業の許可基準の見直し、許可審査事務の厳正化、元請・下請関係の合理化、中小建設業者の育成、建設労働・資材対策等その健全な発展を図るための施策を中長期的展望に立つて展開してまいりたいと存じます。

不動産については、その一層の振興を図るため、高度情報化社会に対応した不動産流通市場の整備を初めとする各種施策を推進してまいりたいと存じます。

また、経済・技術協力等によって、開発途上の経済社会基盤施設の整備等建設分野における国際交流の一層の推進に努めてまいりたいと存じます。

このほか、高速自動車国道等のネットワークを活用した高度情報通信網の整備、高度情報化に対応した都市整備及び建築物整備の推進等を図るとともに、豊かな自然環境と都市機能の調和のもとに、人々が憩い、学ぶことのできる複合的なリゾート地域の整備、先端技術の活用等による建設技術の研究開発について積極的に推進してまいりたいと存じます。

以上、私の所信を申し述べましたが、その推進に当たっては、所管行政の合理化、効率化を図るとともに、綱紀の保持に努め、国民の信頼と期待にこたえる考えであります。

委員長を初め委員各位の御指導と御鞭撻をお願いいたします。(拍手)

○村岡委員長 次に、綿貫国土庁長官。○綿貫國務大臣 国土行政の基本方針及び当面の

諸施策について、私の所信を申し上げます。
我が国は、経済社会環境の変化の中で歴史的ともいへば転換期を迎えており、内需主導型の経済成長等により経済構造調整の推進を図ることが求められております。また、人口の高齢化、全国的な都市化現象、急激かつ広範な技術革新等の潮流への対応も従来にも増して重要となつてきております。

このような変化に的確に対応しつつ、二十一世紀を見通した長期的な展望のもとに、国土の均衡ある発展を図り、住みよい国づくり、地域づくりを進めるため、私は、次に述べる諸施策を積極的に推進してまいります。

第一は、国土計画の推進であります。

まず、国土政策の根幹となる全国総合開発計画については、二十一世紀への国土づくりの指針となる第四次全国総合開発計画の策定作業を鋭意進めてまいります。計画立案に当たっては、各地域がその特性を生かしつつ、多様性を持ちながら活性化し、適切に機能分担している姿、いわゆる多極分散型国土の構築を目指すこととしております。あわせて国土利用計画についても体系的整備を推進してまいります。

また、定住構想を引き続き推進するとともに、関係省庁の公共事業を円滑に推進するため、国土総合開発事業調整費を活用し、事業及び調査の調整を行ってまいります。

なお、国土行政の一環として、沿岸域を含む海洋について、長期的視点に立った総合利用のあり方を引き続き検討してまいります。

第二は、地方振興の推進であります。

多極分散型国土を形成するため、二十一世紀に向けての基本的、総合的な地方振興施策の検討及び地方定住基盤の整備と地域経済の活性化のための地方振興プロジェクトの推進を図るとともに、四全総に対応した新しい東北、北陸、中国、四国及び九州の各地方開発促進計画の策定及びこれに基づき振興施策を推進してまいります。

また、新産業都市、工業整備特別地域、テクノ

ポリス地域の整備により、地方産業拠点の振興を図るとともに、田園都市構想モデル事業などによる魅力ある圏域づくり、花と緑、伝統文化などの地域の個性を生かした町づくり、生活環境と生産基盤の調和した豊かな村づくりを進めるため、地方都市と農山漁村について総合的な整備を図ってまいります。

さらに、過疎地域、振興山村、豪雪地帯、特殊土壌地帯、離島、奄美群島、小笠原諸島、半島などについても各種の特別事業の実施、生活環境の整備、産業の振興などを積極的に進めることにより、計画的、総合的振興を引き続き推進してまいります。

特に、豪雪地帯については基本計画を改定し、これに基づき豪雪地帯の振興施策の総合的推進に努めることとしております。

また、特殊土壌地帯については、既に特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の期限を五年間延長していただいたところであり、引き続き所要の施策を推進してまいります。

さらに、ゆとりある国民生活の実現と地域の振興を目指して、民間事業者の能力の活用により広く国民が利用できるリゾート地域を整備していくため所要の措置を講ずることとし、今国会に関係省庁と共同してリゾート地域整備のため総合保養地域整備法案を提出し、御審議をお願いしているところであります。

第三は、大都市圏整備の推進であります。大都市圏の整備と秩序ある発展を図るため、新しい三圏の大都市圏整備計画、首都改造計画、新しい近畿の創生計画及び二十一世紀中部圏計画を積極的に推進してまいります。

また、東京大都市圏における核都市の育成整備及び筑波研究学園都市の育成整備を図るとともに、琵琶湖総合開発事業の計画的な実施、関西文化学術研究都市建設の推進及び関西国際空港関連施設整備の推進を図るなど、各地域の総合的整備についても積極的に取り組んでまいります。

第四は、総合的な土地対策の推進であります。

土地は、国民の生活と生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、地価の安定と適正かつ有効な利用の推進を図ることが極めて重要であります。

地価は、現在、全国的には安定傾向を示しておりますが、東京等一部地域においては著しい上昇が見られます。

この地価高騰に対しては、土地取引の適正化と土地供給の促進の両面からの対策を進めてきたところであり、特に、土地取引の適正化については、小規模土地取引の規制の強化、土地取引動向の監視の強化等の機動的取引の抑制策を講じてまいりました。さらに、現在、国土利用計画法の改正及び超短期重課制度の創設等土地税制の改正について法案を提出し、御審議をお願いしているところであります。

国土利用計画法については、地価が急激に上昇している地域等が都道府県知事が指定する区域において土地取引の届け出を要する面積の限度を引き下げることができるとすること等を内容としており、その速やかな御審議をお願いする所存であります。

また、国土利用計画法の的確な運用、地価公示の拡充等により、長期的な地価の安定傾向の定着を図るとともに、土地信託、借地といった所有者参画型の土地供給手法の活用等による土地の有効利用の推進を図ってまいります。

今後とも、地価対策関係協議を機動的に開催し、効果的かつ総合的な地価対策を政府一体となつて強力に推進してまいります。

第五は、総合的な水資源対策の推進であります。水資源の安定を図ることは、国土行政を推進する上で基本的な課題の一つであります。

このため、経済社会情勢の変化、連続して発生する渇水などに対応し、二十一世紀を展望して策定する新しい水資源に関する長期計画及び利根川水系、荒川水系などにおける水資源開発基本計画に沿い、水源地域対策等の充実を図りつつ、積極的に水資源開発を推進してまいります。

さらに、地盤沈下防止等対策要綱に基づく諸対策の推進など地下水利用の適正化を推進するとともに、「水の週間」行事の実施、雑用水利用の促進など水資源の有効利用に努めてまいります。

第六に、災害対策についてであります。国土を保全し、国民の生命及び財産を地震、火山噴火などの災害から守ることは国の重要な責務であり、国土庁といたしましては、関係省庁との緊密な連携のもとに、各般にわたる災害対策を総合的かつ計画的に実施していく所存であります。

昨年は、豪雪、梅雨前線豪雨、台風第十号及びその後の低気圧、伊豆大島及び桜島の火山噴火などによる災害が発生いたしました。これらの災害応急対策等に努めてきたところでありましたが、今後とも、これらの災害に係る復旧事業等の促進に努めることとしております。特に、伊豆大島の火山噴火に対しては、緊急観測監視体制及び活動火山対策特別措置法に基づく避難施設の整備推進等の対策を講じてきたところであり、今後とも適切に対応してまいります。

なお、そのほかの火山対策については、全国の活動的な火山に係る防災体制の整備を促進するとともに、特に火山活動が活発化している桜島については、降灰対策、土石流対策などを総合的に推進してまいります。

次に、震災対策については、発生が懸念されている東海地震に対処するため、引き続き防災体制の充実、地震対策緊急整備事業の促進等を図るとともに、落下物対策の推進、防災基地の整備等をより一層進めることとしております。

また、近年多大の被害を発生させている土砂災害については、関係省庁との連携を図りつつ、治山砂防施設の整備、警戒避難体制の整備など、総合的な対策を推進していく所存であります。

さらに、防災無線網の充実強化を図るほか、情報化に対応した総合的な防災対策の推進を図ることとしております。

最後に、国際化の推進であります。本年は国際連合が定めた国際居住年に当たり、

これに関連した各種事業の推進を図るとともに、国連人間居住委員会等との協力の拡充、水資源開発についての技術交流等国土政策に関する国際協力を引き続き積極的に推進していくこととしております。

以上、国土行政に関する所信を申し述べましたが、これらの施策の強力な推進に全力を挙げて取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○村岡委員長 次に、昭和六十二年建設省関係予算及び昭和六十二年国土庁関係予算について、それぞれの概要説明を聴取いたします。東家建設政務次官。

○東家建設政務次官 建設省関係の昭和六十二年度予算について、その概要を御説明いたします。

建設省所管の一般会計予算は、歳入八百八十六億八千六百万円余、歳出三兆六千八百五十五億二千七百九十九万九千九百九十九円余、国庫債務負担行為五千三百四十一億七千二百九十九万九千九百九十九円余を予定しておりますが、建設省に移しかえを予定されている総理府所管予算を合わせた建設省関係の一般会計予算では、歳出四兆二千二百六十九億八百万円余、国庫債務負担行為五千六百七十億千九百九十九万九千九百九十九円余を予定しております。

次に、建設省所管の特別会計予算について御説明いたします。

まず、道路整備特別会計では、歳入歳出とも二兆七千五百一十一億七千八百八十八万九千九百九十九円余、国庫債務負担行為二千三百六十七億三千六百九十九万九千九百九十九円余を予定しておりますが、歳入については、臨時的な措置として揮発油税収入の一部直接組み入れ及び資金運用部からの借入れを行うことといたしております。

また、治水特別会計では、歳入歳出とも一兆七千二百二十八億七千六百九十九万九千九百九十九円余、国庫債務負担行為二千五百三十四億五千六百九十九万九千九百九十九円余、都市開発資金融通特別会計では、歳入歳出とも九百三億二千二百九十九万九千九百九十九円余を予定しております。

次に、大蔵省と共管の特定国有財産整備特別会計のうち、建設省所掌分については、歳出百九十九億八千八百万円余、国庫債務負担行為二百二億三千三百九十九万九千九百九十九円余を予定しております。

建設省がいたしましては、以上の予算によりまして、都市対策、住宅地対策、国土保全・水資源対策、道路整備等各般にわたる施策を推進してまいり所存であります。

なお、建設省関係予算の事業別の重点施策の概要につきましては、お手元に配付してあります昭和六十二年建設省関係予算概要説明によりまして御承知をお願いいたします。

以上、よろしくお願いたします。(拍手)

○村岡委員長 次に、工藤国土政務次官。

○工藤国土政務次官 総理府所管のうち国土庁の昭和六十二年一般会計歳出予算について、その概要を御説明いたします。

国土庁の一般会計歳出予算は、二千二百九十九億九千九百九十九万九千九百九十九円余を予定しておりますが、前年度予算に比べ四十四億四千九百九十九万九千九百九十九円余の減となっております。

その主な内容は、第一に、第四次全国総合開発計画の普及等の国土計画の推進

第二に、地価の安定、適正な土地利用の促進等の総合的土地対策の推進

第三に、水資源の開発及び有効利用の促進等の総合的な水資源対策の推進

第四に、良好、安全な都市環境の整備を図るための大都市圏整備の推進

第五に、人口の地方定住を促進し、国土の均衡ある発展と活力ある地域社会の形成を図るための地方振興の推進

第六に、地方都市の開発整備、工業の再配置及び産地地域の振興を図るための地域振興整備公団の事業の推進

第七に、国土を保全し、国民の生命及び財産を災害から守るための総合的災害対策の推進であります。

国土庁予算の重点施策の概要につきましては、お手元に配付してあります昭和六十二年国土庁

予算概要説明によりまして御承知願いたいと存じます。

以上、よろしくお願申し上げます。(拍手)

○村岡委員長 以上で両大臣の所信表明並びに関係予算の概要説明は終わりました。

○村岡委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。三野優美君。

○三野委員 おはようございます。ただいま建設、国土庁両大臣から所信表明がございましたが、常日ごろ建設大臣には建設行政について非常に熱心に取り組んでおられるわけでございまして、この際、中曽根内閣の主要な役割を果たしている建設大臣に、二、お尋ねしておきたいと思うのであります。

去る十二日の閣議後の記者会見で、建設大臣は公共事業について非常に熱心に取り組むという姿勢を示しながら、補正予算の規模は、政府は五兆と言っているのですが、五兆五千億ぐらい要求していきたい、これは譲れない部分だという御発言をされているようにございます。

そこで、ひとつ大臣にお尋ねしたいのであります。その五兆五千億という規模の理論的な根拠、大臣としての五兆五千億必要だという理論的な根拠、これは一体どこに求めておられるのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

同時に、この五兆五千億というのは、さまざま議論があるわけでありまして、政府の五兆の中ではいわば減税も含まれるという意見がある。建設大臣は、いや一般公共事業が五兆五千億だと言っておられるのか、そこらの点についてちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。きょうも新聞によりまして、アメリカの財務長官まで五兆円というのは減税を枠外に出せよと、いわば外国からも日本の国内予算についてとやかく言われるような事態でありまして、もちろん我々は我々の国内問題として対応すべきでありまして、やはり国際的な環境というものは無視できない

状況の中にあるわけなので、この点をまず第一点としてお尋ねをしておきたいと思っております。

いま一つは、この際ですから、大臣は建設行政非常に長い経験を持っておられるようでありますが、先般建設省から六十一年度の公共工事の請負金額のブロック別の経過が発表になっているわけでありまして、これを見ますと、かなりのアンバラがあるわけですね。私の手元にあるものを見ても、対前年度比、関東では二・三％、北海道は二・〇％、北陸はマイナス二・九％、四国も三・五％、沖縄はマイナス六・六％ということになっているわけでありまして、これらを見る限りにおきましては、もちろん私はやはり事業が対前年度では集中的に行われていた、あとそれが終わったということもあると思っておりますが、しかしそれにしてみても、この近畿の一六％、関東の一三・三％と見る限りにおいては、大都市に集中している、もちろんこれは市町村の単独事業も含めてでありまして、地方自治体の財政状況とのかかわりもあると思っておりますが、私は行政の公平化から言うならば、もっとバランスをとる必要があるのではないか。もちろん大都市の財政力が強いから、おまえのところは勝手にやれというわけにはいかないにしても、おおよそ全国的にはバランスをとる必要があるのではないか。この限りにおいては、地方へ行けば行くほど薄くなっているという現実は見逃せない事実だと思っておりますが、こういう実態についてどのように理解されておられるのか、この際にお尋ねをしておきたいと思っております。

それからもう一点、これは実は通告してない分でありまして、大臣、専門ですからひとつお尋ねいたします。

今日、公共事業に対して外国から、とりわけアメリカからの事業参加の要請が非常に強い。今、当面問題になっているのは、いわば関西新国際空港にぜひ参入したいという意見があるのでありま

すが、それはそれとして、建設省としてこれからの建設事業に対する外国からの参入、今そう多くはないようでありますが、その希望の見通しあるいはそれに対してどのように対応をしようとしているのか、少し中長期的に見解をいただきたいと思うのであります。

○天野國務大臣 近く—という言葉を使った方がいいのか、間違つたら大変ですから、会期が延長になるか臨時国会を召集するかという問題は、いわゆる政党内では話し合いがつかないようになっていますから臨時国会召集ということになるだろうと思いますし、その段階における補正予算の組み方の内容についてでございますが、理論的な根拠はまだ打ち合わせをしておりませんからあります。私が、私は、建設省の執行能力の範囲内でできる最大限をひとつやりたい、そういう考え方でこの間発言をしたわけでありまして、減税分を含めるなどということもつてのほかにあります、こんなことは私たちの方にはまだ何の話し合いもございません。

それと、五兆円以上という数字がありますが、六兆円以下とか五兆円以上、日本語は非常に難しいのですから、そういう点で五兆九千九百九十九億も五兆円以上でありますし、五兆と一億円で五兆以上でも多くやっていますから、そういう点で、できれば少くも多くやっていますから五兆五千億円ぐらい考へるようになってほしいという発言をしたわけでございます。理論的根拠はありません。

ただ、事業費で、現在の建設省並びに公共事業を扱っている官庁の能力は大体七兆円ぐらいでございまして、そういう点で、それにできるだけ近い数値という意味で、実は五兆五千億ぐらい出すようにしたらどうだ、ともかくも去年の補正は中身が空なんだからことしはそれ以上考慮すべきではないかという意味合いで発言をしております。

それからもう一つの外国企業の問題は、ちょっと発言がしにくいのであります。というのは、今アメリカに対して言っておることは、日本はオ

ブンですから日本の建設業者が政府登録してやるような段取りでおやりなさい、そんならいいでしようということ、決して受け入れを拒んでいられるわけではございません。ところがなかなか過去の慣例からいってみたら、諸外国で一番仕事をとっているのは韓国でその次は日本ですから、あとはもうアメリカが出てきたら、アメリカが来たから特定に指名でやらせるなどというわけにはいきませんから、競争入札ですから、そういう点からいけば恐らくアメリカ企業は進出できないんじゃないか、私はそう想像したのですが、それでも業界関係の意向を聞く必要があるだろう。進出企業は三社だということです、最近になって詰めてみれば、三社のうちの二社は日本に出ているが、あとの二社は全然形もありませんから、本当にやる意思があるのかどうかということを確認する意味において業者間の話し合いをしようということに今いたしております。

それからもう一つは、具体的には事務当局から説明させますが、公共事業の配分計画は、今先生のおっしゃるよう大都市中心であつてはいいけない、特に東京中心であつてはいいけない、そういう考へ方で、情性的な、配分計画としては我々は今までの関係もありませんからやっておると思ひますが、私の場合は去年の補正から実質的に配り始めたのであります。今の段階では、御承知のように円高によつて不況をこうむつた地域に重点的な配分をしたいというので、実は去年の補正から、ことしの今審議されておる予算でもそうでありまして、できるだけそういう地域に重点的に配分しようということをやつておることは事実であります。

今までの過去の数字については事務当局から説明いたさせます。
○高橋(進)政府委員 今先生から具体的に数字をお示しになりましたが、これは建設保証会社の統計の数字で、そのとおりでございます。
建設保証会社の数字といひますのは前金払いの保証をしたものについてでございます。実はこ

れは建設省のみならず全省またがつておること、それから地方公共団体によりましてはまだ保証をかけていなかったりして必ずしも正確に出てこないという問題がございますが、なお分析したいと思ひますが、ただ、建設省におきましては、予算配分につきましては、今大臣が申し上げたように地方重視ということになつております。

具体的に申し上げますと、三大都市圏と地方圏と分けますと、例えば六十年年度当初は地方圏に対して六六・六%の配分をいたしました。六十一年度当初予算では六八・四%ということ、若干ふえ続けております。さらに六十一年年度の、去年の補正でございますが、これは不況地域を重点的にやつたわけでございますが、その結果といたしましては地方圏では七六・一%というふうなシェアを伸ばしておるわけでございます。建設省の予算の配分におきましてはそういうことで地方重視ということで行つております。

なお、最初申し上げましたように保証会社の数字との関係の分析につきましては、なおいたしまして、また後日、先生に御報告申し上げたいと思ひます。
○三野委員 建設省は地方重視でおやりになつておると言つてみても、この数字を見る限り、地方の財政力の差があるものですから格差を生みつつあるという考へてみて、社会資本の充実という立場で日本列島全体の均衡ある発展ということを考へてみると地方にも少し傾斜配分をすべきではないか、こういうことを申し上げておきたいと思ひます。

それから大臣、外国からの参入については建設省としては拒む理由は何もない、一般競争入札だ、さあどうお思いでございますか、こういうことで特別扱いはいしませんよ、こういうように理解をしていいのであつて、ただ、来て競争できるかどうかはそのときの話だ、こういうことですね。わかりました。

さて、この際、国土庁長官はおりませんが、政務次官がおいででございますのでお尋ねしておき

たいと思ひます。今政府の方で鋭意議論をされております四全総の問題であります。
一つは、国土庁案が四月の末にできて、今各官庁で議論をされているようでありまして、聞くところによると八月ごろにはまとまつて成案ができるのではないのか、こういう話を聞くのであります。その日程についてお尋ねしておきたいと思ひます。

いま一つは、国土庁案の中で、第二章の部分で「多極分散型国土の姿とその実現」ということで、いわば当初出されたものが東京中心じゃないかということ、随分批判を受けて、それにこたえる形でこういうことを出されているわけでありまして、この「多極分散型国土の姿とその実現」の中で、一つには工業の分散、再配置、二つ目には業務上独立性が比較的高い中央官庁の一部官局、地方支分部局等の政府機関の移転再配置等を進める云々と書いてあるわけですね。その後は、三つ目には、全国的な文化、研究施設を東京圏以外へ出す、事務所の立地を地方に誘導する、こういうことを出されておるわけでありまして。

この二の部分で特に私は注目したいと思ひます。ありますが、これは政府機関の地方への分散化というように理解をしていいのかわかりませんが、一つには、比較的独立性の高い中央官庁の一部官局というものはどういふものを指すのか。さらにはもう一つは、今現在ある地方の出先機関というものをさらに権限強化する、予算、財政、運営等についても権限を持たすという意味ととしていいのかわかりませんが、あるいは市町村への権限移譲も含むと思ひますが、特に地方の国の出先機関の権限強化を考へるべきではないかと思ひます。

私は実はこれに賛成なものであります。いわば権力が中央に集中するために経済財政運営というものは東京中心になつてしまふ。地方に権力を分散することによつて、それに伴つてやはり民間の経済活動、財政活動というものもおおのずからそちらに動くわけでありまして、そういう観点でなければ地方の活性化というのは本来的にはできないと

私は思うのであります。とりわけ資本主義社会においてはそのような機能があると思うのであります。この点をひとつ聞いておきたいと思つて、それからいま一つ、きのうからきょうにかけて日本列島に雨が降つて、非常に喜んでるわけでありませうけれども、どうも水不足が恒常化しつつあるのじやないかという気がするわけでありませう。単に一時的な天候だけではなしに、水不足が恒常化している、こういう気がするわけでありませう。そこらについてどういふ見解を持つておられるのか。そして、今日日本列島の水の利用状況はどう動いているのか。特に第一次産業の農業用水というものはどうなつてないだろうか。私は思うのであります。それはどうなのか。工業は、水を使うのが減つてゐる産業がだんだんふえてゐる。生活用水がふえてゐるのじやないかと思つてゐる。生活用水の現状をまず報告いただきたい。

そして、水は無制限じやないのであつて、ダムをつくれれば何とかなるといふ仕組みだけではなくて、やはり有限資源だといふ前提がなければならぬと思ふ。その点が我々の側に少し弱いのじやないかという気がするわけでありませう。その点をもっと強調して、有限資源である、だとするならば、水利用面からの生活改善、再利用も含めてこのことがもつと議論の中心に据えられて、水は幾らでもあるんだといふ物の考え方から変えていかなければならぬと思つてゐる。とりわけ生活用水の問題を含めて、水利用面からの生活改善といふものについて政府は調査研究をしてゐるのかどうか、この点もひとつ聞いておきたいと思つてゐる。

○星野政府委員 作業状況についての御質問でございます。私の方からお答えさせていただきます。現在、先生御指摘いただきましたように関係省庁とすり合わせをやつてゐる最中でございます。したがつて、関係省庁と鋭意早く作業を済ませたいと思つておられますが、いろいろ問題もあつて、現在作業を続けてゐるところでございます。

関係省庁との作業が一段落いたしますと今度は、国土審議会という審議会が私どもにございませうので、国土審議会に国土庁試案というものをかけさせていただきます段取りになります。国土庁から国土庁試案というものを国土審議会にかけさせていただきますと、国土審議会が御議論いただきます。御議論がどのくらい続くか今のところ予想はつきませんが、三全総のときの経験等でございますと一カ月ないし一カ月半ぐらいという審議会経過をたどりませう。そこらはまた改めて国土審議会の御判断だと思つてゐる。そこらも含めまして、私どもとしてはできる限り早急に四全総の策定作業を進めたいと現在考えておるところでございます。

それからもう一つ、国土庁試案の、先生御指摘のいわゆる東京一極是正という観点で何点か今各省と御相談しております中に、政府関係機関の地方への分散といふことについて御相談申し上げておられます。現在関係省庁いろいろ御意見がございまして、具体的にどの機関かと言われましても今のところちよつとお答え申し上げかねるところでございますが、基本的には先生御指摘のように独立性の高い政府関係機関、それからもう一つは、地方支分部局についてより権限を与えてくださいといふようなことも関係省庁に今お願いしてゐる最中でございます。なお折衝中でございます。

以上、状況だけ御説明申し上げさせていただきます。〔委員長退席、中島(衛)委員長代理着席〕
○工藤(憲)政府委員 御質問は、東京にあるいろいろな研究機関や地方支分部局の分散ということが地方分権につながるのかどうかということであつたかと思つてありますけれども、多極分散型の国土をつくる場合に、地方がみずからその地域の開発、発展の努力をしていくことが極めて重要である。したがつて、その意味では地方分権が望ましいといふことについては同意見でございます。

が、この計画にある機関を地方に移すことがそのまま分権につながるという考え方で申し上げていられるわけはございませんので、その点は、機関の移動そのものが分権を意味するものではない。ただし、多極分散型の国土をつくるために地方の権限が強化されていくことが望ましいといふことは、そのように考えておるところであります。それから、水の問題につきましては水資源部長からお答え申し上げます。
○志水政府委員 水資源に關しましての御質問にお答えしたいと思います。

近年だけ眺めてみましても、昭和五十九年の秋から六十年の冬にかけて、また昭和六十一年秋から六十二年の冬にかけて、東海とか近畿地方を中心として西日本で渇水が発生いたしました。また今御指摘のように、たゞいま雨が降りました。日本を中心として渇水が発生をいたしております。最近の数十年間において降雨の状況を眺めてみますと、我が国の年間の降雨量は全体的には減少傾向にございまして、また気温が上昇傾向にあるといふことと相まつて、非常に渇水が発生しやすい状況になつております。

渇水が発生している原因といたしましては、降雨が少ないということが直接の原因ではございませうが、水利用が非常に高度化をしておりますことと、また、ダムなどの水資源開発がおくれておりますことに加えて、以前に実施されました水資源開発計画において、計画時に想定をいたしました降雨条件に比べて近年は雨が非常に少なくなつてきておる傾向にございませうために、渇水時におけるダムからの補給必要量が增大をしております。また、ダム容量が不足してきてゐるというようなことが一つの大きな原因と推定をいたしております。

要であると考えておられて、このためには、水資源開発を積極的に進めまことに、水利用者側においても節水などの水利用の合理化に努めて、総合的な水資源対策を推進していく必要があると思つておられて、現在、四全総と整合をとりにながら策定中の総合的な水資源計画におきましても、これらの事項を重点的に検討いたしております。

それから、最近の水需要の動向でございますが、現在、農業用水、工業用水、生活用水合わせ年間約八百八十七億トンの水が使われておられて、全体的には横ばい傾向にございませう。生活用水については現在年間約四百九十九億トン使われておられて、生活水準の向上あるいは都市化の進展等が増加要因で作用する一方、国民の節水意識の浸透、それから節水型機器の普及等によりまして水利用の合理化も進んできております。この結果、昭和四十年代の年間約九〇％というような急激な伸びは見られませんが、年間約三〇％程度の生活用水は着実に増加してゐる傾向にございまして、今後とも人口の増加あるいは下水道の普及等生活水準の向上によつて増加していくものと考えております。

また工業用水につきましては、現在年間約百五十八億トン使われておられて、生産活動のウェイトが基礎資材型産業から加工組み立て型の産業、生活関連型産業へ移行する等の産業構造が大きく変化をしておりますために、先生御指摘のとおり、水の需要が微減ないし横ばいの傾向になつております。これは水の再生利用の回収率も七四％と非常に高くなつておられて、これらも横ばいの一つの大きな原因になつておられて、今後産業活動がさらに活発化することにあわせまして、この再生利用の回収率がほぼ頭打ちの現況になつておられますことを見ますと、従来のようなふえ方ではないが徐々にふえていくのではないかと、このように推定をいたしております。また農業用水につきましては、現在年間約五百八十億トン使われておられて、水田面積は減少

傾向にありますもの、単位水田面積当たりの水使用量は、減水深の増大とか用排水分離等により増加する傾向にございます。また、細地かんがいが発展していることによりまして、全体としては現在横ばい傾向にございますが、今後とも土地利用の高度化等が進みますとやはり微増していくもの、このように推定をいたしております。

それから、最後に御指摘のありました有効利用の件でございますが、特に生活用水の有効利用につきまして御説明いたしますと、一人一日当たりの使用量を見ますと現在約二百九十八リットルということになっております。これは、節水とか水使用の合理化の進展等を反映をいたしまして、その伸びが昭和四十年代は年間約五％と非常に大きかったのですが、最近では年間約一％に低下をしております。また、水洗トイレなどに使用します雑用水としての再生水の利用も、事務所ビルなどを中心に徐々に普及が進んでおりまして、その施設数は現在全国で約四百四十件、使用量も一日約六万六千トン程度になっておりまして、順次増加していく傾向にございます。これらの雑用水の利用に当たりましては、逼迫する水需給対策並びに下水道に対します負荷の軽減等の立場から考えましても、今後とも地域の実情にに応じてその積極的な導入を図っていく必要があると考えております。

しかし、これら雑用水利用の普及に当たりましては、その造水コストが非常に高いということ、また、施設的设计あるいは管理の基準等につきましてもまだいろいろ問題がございます。これらの問題につきましても積極的に対応しながら、あわせて税制、金融上の優遇措置等につきましても充実させながら、今後とも一層こういった有効利用が図れるように努力をしてみたいと考えております。

○三野委員 四全総の中身については私は政務次官と少し見解を異にしますから、またそのときに議論させていただきますことにいたします。

建設省の方に二、三お尋ねしておきたい。時間がないのですから走り走りいきます。

建設大臣は五兆五千億の要求で、これはもう公共事業を中心にやっていくというお話であります。御承知のように、せんだつて野村総合研究所が発表したところによると、五兆円の内需拡大でGNPを一年間に押し上げる効果は〇・七％なんだよ。したがって、今のままいくとこれをやってみてもGNPは三％どまりじゃないのか。これが直ちに貿易の黒字に直結するということもおかしな話ですが、今貿易の不均衡が問題になっている中で五兆円やってみても、黒字減らしては三十億ドルにしかならぬ、こういう経過が発表になったわけでありまして。これについて建設省はどういう見解を持っているのかお尋ねしておきたいの一点であります。

いま一つは、公共事業の地域経済に与える影響について二、三お尋ねしたいのであります。

六十一年度の補正予算の場合に、いわば不況地域へ傾斜配分をされる、十四道県に対して一・一％、その他三十三都府県は八・二％ということになっておられるわけですが、これはどういう結果をもたらしたのだろうか。労働省も出席いたしておられますが、特に建設省としては有効求人倍率の状況を見ながら配分した、こう言われるわけなんです。したがって、単に雇用だけではない、ほかの面でも影響はあるのだからと思いたすけれども、我々があのときに議論しているのを聞いていて、やはり失業率は随分出てきている、鉄鋼、石炭その他、貿易産業等も出ている、そこへ失業者を救うために有効求人倍率を基礎にして重点配分をしますよ、こう言ったのでありますけれども、労働省、これはどうなっているか、ひとつお尋ねしておきたい。

私の調べたところでは、六十一年四月と六十三年三月を比べても十四道県の有効求人倍率が〇・〇六一％しか上がっていないわけでありまして。全国平均では残念ながらプラス・マイナス・ゼロであります、去年の九月から十一月、こ

らが一応補正予算を議論する場合の対象になっていたと思うのであります。この九月、十月と、十二月の予算が通って発注をして二月、三月、集中的に工事が各地で行われておられるのであります。その三月と比べてみると有効求人倍率はマイナスのところもふえていまして、私の見たところでは八県がマイナスですね。あとも、若干上向いたところもあるのでありますけれども、そう目立った状況が見えていない、こういうふうな思っているわけですが、こころはどうなっているのか聞いておきたいと思いたす。

いま一つは、経済企画庁の長期経済研究会が五月に発表予定だということが既に出了のであります。二十一世紀に向けての社会資本の充実、これについて倍増しなければ先進国並みにはならないよと。日本経済は経済的には先進国並みなんだけれども、社会資本は非常に立ちおくれしている、したがって、まず五百兆ぐらいのものをやらなければいかぬじゃないか。五十九年度の概算値で現在まで三百四十七兆円と見ているわけですね。これが欧米並みにいくためには、日本列島の複雑な土地環境、山間部が多いということも含めて、いわばGNPの二倍ぐらいの投資がなければヨーロッパ並みにならないんじゃないかという話があるわけでありまして。確かに調べてみると、今までも議論されておられますが、下水道、都市公園あるいは生活道路などを見ると、先進国から見ると非常におくれがあるわけですね。これをやるためには二十一世紀に向けてやはりこのぐらいの規模でやらなければ到達しないということがあるのであります。これについて一体どういうふうな考えているのか。

とりわけ我が国は、建設国債でいろいろとやろうとしているわけですね。建設国債は御承知のとおり償還期限六十年ということになっている。ところが、社会資本の耐久年数は約三十年ないし三十二、三年と言われているわけですね。そうすると半分ですね。そうなりますと、建設国債と租税による一般財源とは五〇、五〇でなければペイしな

い。それ以上の建設国債を出していると子孫に対して過重な負担を残すことになるという報告があるわけでありまして、そこらについて財政上の取り組みをどうすべきなのか。ぜひ私は建設省としての意見を聞いておきたいと思いたす。社会資本の充実ということがなると、生活関連環境整備ということに重点が置かれなければならぬ。下水道、公園、生活道路、そして居住環境を高めていくということに集中的に行うべきであると思いたすわけですが、そこらはどうなのかということでありまして。

実は、そのところで私が建設省とぜひ意見を交換しておきたいと思いたすのは、今度の五兆円あるいは去年の補正予算についても、不況、内需拡大、景気浮揚ということで公共事業というパターン、こういう政策設定をしているようにありますが、そんなことをやっている、これはひよつとすると破綻してしまうのではないかと。むしろ建設省の側からいうと、そういうことだけではなしに、今申し上げたような公共事業の地域経済に与える影響あるいは労働力を吸収した経過から見ると、私は県時代から若干不安を持っているわけですが、むしろそうではないに、先進国並みの生活水準、生活環境、社会資本充実のためにはこういう公共事業が集中的に行われなければだめなんです。そういう政策スローガンのもとでやらなないと、私は、単に不況、黒字減らし、そして内需拡大イコール公共事業という論理はどうも整合性がないんじゃないか。もちろんゼロとは言いませんよ、ゼロとは言いませんけれども、むしろ社会資本の充実、生活環境の整備という点に、ヨーロッパ並みの生活環境というところに持つていくべきではないかと思いたすわけですが、こころについて、労働省も来ておられますから、この間の補正予算の結果がどういうようにその地域には影響しているのかも含めて御答弁いたしたいと思いたす。

○渡辺(尚)政府委員 いろいろお尋ねがあったわけですが、私の方からは三点についてお

答えたいと思ひます。順不同になるかと思ひますが、お許しただきたいと思ひます。

まず一つは、野村総合研究所、五月五日の読売新聞だと思ひますが、その記事に関するお尋ねでございます。もちろん公共投資というのが生産活動を通過して乗数効果あるいは生産誘発効果あるいは雇用誘発効果とあるということから内需拡大に非常に有効であるということ、もう御説明するまでもないと思ひます。こういつた公共投資の効果については、いろいろな機関がいろいろ前提条件を置きながらいろいろ数字を出してあります。本件の野村総合研究所につきましても、同じ合わせをやったわけでございしますが、その詳細な前提条件についてはつまびらかにできなかったというところがございます。ちよつとこの点については評価といひますか論評を差し控へさせていただきますたいと思ひます。

ただ、仮に五兆円という、これはこれからの話です。それから五兆円という、これはこれからの話です。五兆円という公共投資があったとした場合のGNPの押し上げ効果、これは経済企画庁の改定世界経済モデル、これはごく最近、たしか五十九年に改定されたかと思ひますが、あるいは私の記憶が正しければそうだと思いますが、最近はおそらくそれは有効であるということを伺つておりますけれども、それでやりますと、初年度の乗数効果が一・四七でございます。結果的にいいますと一・七のGNPの押し上げ効果があるというふうに考へておられるわけでございます。それからまた、日経の中期モデルからの計数があるわけでございます。それによりますと、経常収支の改善効果につきましては五兆円に約四十億というふうな数字になつておられるわけでございます。

それから二つ目でございますが、やはり五月五日の読売新聞だと思ひますが、経済企画庁の記事に関するお尋ねでございます。これは実は、先ほども先生からもありましたように、五月の末に公表するということでございます。結局その詳細な中身を我々として掌握してないわけでございます。

す。したがって、その五百兆というけれども、どういう内訳になるのか、特に建設省の所管している公共施設、こういったものに係る部分がどういう水準で考えられておられるのかということがわからないのでございます。

確かに、我が国の住宅あるいは社会資本の整備の水準というのは非常に低い。住宅等、なかなか指標が難しいんですけども、一言で言うとなんか足りない。あるいは、公共施設はそれぞれ細かくいろいろありますけれども、大まかに言つて三分の一の水準というふうなことでございまして、その充実に際しては、建設省に重要な点として、昨年の八月に、これは建設省だけのものではございませぬけれども、約二年ぐらひかけて、二〇〇〇年までに公共投資あるいは公共整備をどうしていくか、どうすべきかという点について公表して世に問うておられます。

ポイントだけ申し上げますが、これから高齢化社会に突入するということから、これからの十五年間というのは非常に重要な投資期間だという点の一つのポイントであります。

それから、いろいろな前提を置きまして、その一つの中に潜在成長力を五%と置いておられるわけですが、仮にそれと同じ公共投資というものをやつていく、IGでございます、現実的な可能性等も含めて前提といたしまして、現実的な可能性等も含めて非常に概括的な数字であります。我が省の所管の公共投資について三百四十一兆円、まあ細かいところは多少動くかもしれませんが約三百四十兆円必要であるという試算をしておるところでございます。

それからもう一点でございますが、公共投資の位置づけについてでございます。もちろん、今申しましたように我が国の公共施設の整備水準というのには非常に劣れておられます。したがって、これは単に欧米諸国に比べておられるからということではなくて、まさに国民の非常に強い要望があるわけだし、それから国民の生活水準をいかに

向上するかどうかということからいつてもその推進を図つていかなければならないということ、まさにそこには基本的な目標があるということ、御指摘のとおりであります。ただ、その公共投資が、先ほど申しましたようにいろいろ経済的な波及効果があるわけでございます。ことに位置づけられると、そういう意味で内需拡大の柱の一つというふうに位置づけられるというところもあるかと思ひます。

それから、ちよつと前後いたしました。生活関連施設を中心にするべきではないかという、たしか御指摘があったと思ひます。もちろんそういう点非常に重要だと思ひます。しかし、要するに、全般的に国土をどういうふう向上していくかということでありまして、例えば安全の問題をどうするか、あるいは快適な基盤をどうするか、あるいは、まさに先ほど御議論がありましたような、地方を活性化するための公共投資をどうするか、そういうことも全体をバランスよく行つていく必要があるのではないかと思ひます。

それから最後に、たしか去年の経済白書の中で公共施設の平均的な耐用年数が三十二年と、それをお引きになつておられるかと思ひますが、確かに償還とそういうギャップがございします。しかし、公共投資そのものは、元来やはりその性格からいいますと一般税収といひますが、それで対応すべき、つまりお金がかう上がつてくるといいます。何かといひますか、採算的な、経営的なものではないという性格からいひますと、まさに一般財源を使つてやるべきものであるというふうにお考へておられるわけでございます。そういうふうな全体を加味しながら考へていくべきではないかというふうにお考へておられます。

以上でございます。

○廣見説明員 回答申し上げます。

今先生、有効求人倍率等も考へながら公共事業の重点配分をしていただいけれども、そのあたりの雇用に与える具体的な状況どうなんでしょうかとお尋ねでございます。私も、確かにこの有効求人倍率が低いような都道府県等につきまして公共

事業の重点的な配分ということもお願い申し上げます。いろいろ御配慮いただいてこのような形になつておられるわけでございます。具体的に少し数字を見てみますと、この十四道県、北海道、青森、秋田、兵庫、和歌山、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の十四道県でございまして、これについて見ても、この有効求人倍率、例えば昨年の三月とことしの三月を見ても、昨年の三月が〇・四八でございまして、ことしの三月が〇・五〇というもので、確かに伸びは〇・〇二しかふえていません。それから昨年の四月が〇・四七でございまして、ことしの四月は〇・四五を比べてみますと、〇・五〇でございます。一見この伸びは必ずしも高くないように思ひますが、ただ、全国的に見ても、この季節調整をするかどうかも違つておられます。例え三月、〇・六三でございまして、昨年の状況を見ても〇・六三とか六四でございまして、横ばいかむしろ下がりぎみ。全国はそういう中であつて、この十四道県につきましてはむしろ上がつておられる形になつておられるわけでございます。

そういう形で私たちは、この公共事業の発注がなかつた場合、じゃどうだったのかという計算は大変難しいでございます。そこらあたりの積算ははつきり出てまいりませんが、相当の地域経済に与えた影響があつたのではなからうかというふうにお考へておられるわけでございます。

それと、例えばこの有効求人倍率に与えます公共事業の影響、特に例えば建設業で見ても、最近御案内のとおり製造業を中心にして求人者が非常に冷えておられる。特に製造業では、昨年の夏以降対前年比で二けた、大体二〇%程度の求人減がございました。ところが、建設業だけが重要産業の中で全く逆で、求人者がふえておる。やはり八月から二月ぐらひまでは二けたの伸びを示しておりましたし、三月はちよつと減つて

おりまして大体対前年六%の伸びでございますが、そのような形で求人力が強い。そういうものに支えられて全体の有効求人倍率がやつと横ばいということでございます。大変大きな強い影響を与えていることだと思ひます。

ただ、残念ながら地域経済全般を見ますと、鉄造船その他いわゆる重厚長大産業といったようなものを中心にしたしまして雇用調整がまだ進むというところもございまして、そういうふうな形になつておられますが、全般的には大変大きな強い影響を与えておられるのではないかと、このように私たちが考えておるところでございます。

○三野委員 ありがとうございます。

○中島(衛)委員長代理 坂上富男君。

○坂上委員 坂上でございますが、私の質問の時間は十一時五十分までということになっております。今、少し時間オーバーしておりますので、あるいはちょっと超過してもお許しをいただきますと思ひます。

本日の質問は三点でございます。一つは地価抑制制に対する見直し、それから地域振興整備公団法に基づくニュータウンの全国的な状況、三番目に原子力発電所におきますところの災害対策基本法との関係における住民避難とその訓練についてお聞きをいたしたいと思います。

そこで、時間の配置でございますが、十一時二十分まで地価抑制、それから十一時三十分までニュータウン、以下二十分を原発問題、こういうこととでございますので、御協力賜りたいと思ひます。それから御答弁でございますが、一行でいいです。イエスカノーか、ざつと答えていただく、こういうふうなひとつお願いをしたい、こう思っております。

さて、まず、国土庁長官は私の時間中はお帰りになりません。じゃ、それならそれなりにきちつとひとつおかわりの人でお願いをいたしたいと思います。ただいま国土庁長官の所信表明をお聞きをいた

しました。そこで問題は、土地対策についてこういうふうな所信表明があつたわけでございます。「地価は、現在、全国的には安定傾向を示しておりますが、東京等一部地域においては著しい上昇がみられます。この地価高騰に対しては、土地取引の適正化と土地供給の促進の両面からの対策を進めてきたところであり、」それで飛びまして、「抑制策を講じてまいりました。」そして、さらに「このような法案を提出しております。審議をお願いいたします、こういう話であります。」

地価抑制に対して本当局は自信を持って、いつ、このように安定させますということが一体言ひ得るのか、このことを実は結論としてお聞きをしたいと思います。

それからまた建設大臣の方の所信表明を読みますと、土地対策の項の中で次のように言つておられます。「宅地対策については、地価の安定に留意しつつ、かくかくしかじかのことをする、この書いてあるわけですか。一体この留意するというのはどういうことなのか。これも自信のある言葉ではありません。私は、国土と建設が最も地価抑制に対する責任をお持ちだろうと思つてあります。したがって、こういうことに対する責任の所在についてまず明確にしたい、こう思つて質問を展開するわけであります。」

さてそこで、地価高騰の現況については先般から事務局からお聞きをいたしております。このとおりでよろしゅうございませうか。「昭和六十年地価公示の特徴」それから「六十二年地価公示の概要」、こういうような説明を聞いておりますが、これに付加すること、おありでございますか、どうぞでございますか。まずこれをお聞きをしたいと思います。

それからもう一つ、「地価高騰に対する対策」こういう文書があります。これもこのとおりで、付加することがあるかないかをお聞きをいたしまして、質問をさらに続けます。

○田村政府委員 地価の動向に関しましては、今先生おっしゃいました六十二年地価公示の特徴、

概要にすべて焦点が網羅されておまして、そのとおりでございます。また地価対策につきましても、私どもの現在取り組んでおります項目をすべてそこに加えてあるということでございます。

○坂上委員 警察の方が見えておられますのでお聞きをいたしますが、俗に言う地上げ屋というのがあるそうでございますが、私も時たま、このように困つておられますという相談も受けます。どの程度の実態になつておられるのか、どの程度の把握をなさつておられるのか。これは警察当局でございませうか。あと関係省庁お答えいただくならお答えいただきたいと思ひます。簡単にいいですよ。

○古川説明員 最近、不動産業者が土地取引、特に地上げに暴力団を利用したり、あるいは暴力団が地上げに直接介入する事犯が増加しております。

全国の警察におきまして昨年一年間で、このよくな、いわゆる地上げ等不動産取引に暴力団が介入し市民が困つているという相談を約千九百件ほど受理しております。この中には、ビルの屋上にハンマーで穴をあけたり建物に放火したりするといった極めて悪質なものもございまして、これらについては徹底して検査しておるといふ現状でございます。

今後とも、市民からの相談に積極的に対応して、関係機関との連携を密にしながら地上げ等に絡む違法行為には厳正に対処していくという考えで取り組んでおるところでございます。

○坂上委員 いわゆる刑法犯罪類似のお話が今あつたわけでございます。

今度は行政上の問題といたしまして、土地の買ひあきりがひとつ大きな原因になつておられるわけでありまして、私はこの間、零細と言つては申しわけありませんが、小さい、俗に言う町の不動産業者の方と懇談をいたしました。本日の建設大臣の所信に不動産業者の育成ということも書かれておられるわけでありまして、大変結構であります。これらの人のお話を聞きますと、無資格の大商事会社等がこの土地の買ひあきをなさつておられる。小さい不

動産業者、町の不動産業者がいろいろと取引をしようと思つて商売をなさつておられる、そこに大手の不動産業者あるいは不動産を商売になさらない御商売の人が三倍、四倍という値でもつて押さえるというふうなことが行われているのでございまして。したがって、このような無資格者の介入、大手不動産業者の土地の買取方法、こういうふうなことが少し抑制をされませんと、これは切りなく地価が高騰するんじゃないかならうかと思つておられるわけでございます。これはもう私の意見だけでございます。

今度は大蔵省ですか、国税庁来ておられるが、一つは建設大臣のお話の中で、国有地を競争入札にして放出をするものだからこれも地上げの大きな理由というふうな話も、ちょっと何つたわけでありまして、これに對しまして、転売できないような制限事項を契約の中でやつておられます、こう言つておられるわけでございます。

私はこれは見せていただきました。この中で、いかがですか、制限事項、買戻し事項が書いてあるわけですが、抵当権の設定は許すのですか、どうですか。抵当権の設定に基づいて抵当権実行がなされてこれを競売した場合、これを含むのですか。

確かにこの中に売買の禁止書いてあります。しかし、抵当権の設定を許せば、抵当権に基づく競売によつてこれを取得することは適法なんじゃないか、こう思われるわけですか。だから、これをやるんだつたら抵当権設定も禁止しなければ、抵当権を取得した人が保護されないというところがあるわけでございます。どのようなお考えか、お聞きをいたします。

○川説明員 国有財産売買契約書におきましては、地上権、賃借権等使用収益を目的とする権利の設定を禁止しておりますけれども、抵当権の場合につきましては、抵当権設定者である買受け人はその土地を引き続き用益できるものでありますこと、から、抵当権設定についてはこれは禁止してはおりません。しかしながら、抵当権が実行され

ますと所有権がその段階で移転することになりま
すので、その場合には契約書で禁止している転売
ということに該当することになります。

○坂上委員 これは議論したつて時間がありませ
んから、抵当権設定を許すのだったら、抵当権に
基づく効力というものはこの法律で保護されなけ
ればならぬと思つておられるわけでございます。ひ
つとも少し御検討いただかないとだめだと思つて
います。私はやはり、大蔵省がおっしゃつており
ます国有地売却制限事項というのは一つ一つ分析
してみると相当まだ骨抜き、脱法行為ができるん
じやなかろうか、こう実は心配しておられるわけ
でございます。さらに一層ひとつ御努力いただき
たい、こう思つておられるわけでございます。

もう一つ要望でございますが、町の不動産業者
の皆様方がまじめに今言つたように取引をなさる
うとしておられるわけでございます。それには物件説
明書というのが要るわけでございます。物件説明
書に評価証明等をつける場合、これは本人の委任
状がなければ取れないそうでございます。弁護士
もなかなか評価証明をもらうのに五、六年苦労し
たことがあるのでございます。今どうやら協定が
できて許されるようになったわけでございます。
取引主任を置いておるような正規の業者につきま
して、自分が業務上必要な不動産評価証明など
というものは委任状なしに取れるだけの権限を与え
なければ、こういう正規の取引というものについ
ては円滑に行われないんじやなかろうか、実はこ
う思つておられるわけでありまして、不動産業者の育
成というところに力を入れていられるようであり
ますから、ぜひひとつ御配慮を賜りたいと思いま
す。何といたしましては私たち庶民が東京で住め
ないというような状況でございます。不動産業者
は商売にならぬという状況だそうでございます。
この地上げによつてもうかつておられるのは一体だれ
なのかということに、ぜひひとつ今後とも行政の
上であらゆる力を出していただきたい。

策をなさつて。そしてこの抑制が、今おっしゃつ
たような抑制が、いついつこの程度で抑制をいた
します、できなかったら私がこれだけの責任をと
りますということをお聞きませんか。御答弁を賜り
たいと思つておられます。

(中島(衛)委員長代理退席、委員長着席)

○天野国務大臣 先生のお話、ごもっともです。
私は、地価の暴騰は需要供給のバランスで始末を
しなければ解決ができませんと思つておられます。そ
こで、問題は東京都の一部地区でございますか
ら、そういう点で私は、必要である不動産を十二
分に確保すれば大丈夫だという考え方を持つてお
ります。

時間がないのに長くしゃべつてあれですけれど
も、それで今、外国からの関係で事務所の必要性
が非常に迫られて高くなつたという話であります
が、その対策としては、やはり東京都内の中心地
帯でなければいけないわけでありまして、これは
私の私案で事務的に今進めておられますが、東京
駅の再開発をやりたい。それに交通の便もよし、
中心地帯でもあるという考え方から、国鉄用地の
線路の上に高層な建築物を建てるべきだといふの
で、今それをやっております。中曽根内閣が息つ
いておるうちに何とかこの問題だけは決めたいと
今思つておるところであります。いわゆる官僚
セクト主義におつかつておるものだからなかなか
か簡単には済まないものであります。どうしても
決めたい。

そうして、私の構想で代表的な建築家に設計を
してもらつたのですが、東京駅に霞が関ビルが十
二建つというところでございますから、これで事
務所は大体いじやないか。と同時に、住宅の
方がマンション等が非常に高くなつたといふもの
ですから、そういう点でこれが決まればすくなく
——これは私がやるわけじやないです、私の構想
なんです、上野駅にマンション専門の高層ビル
を建てたい。上野駅から日暮里駅まで約二キロあ
りますが、この間を利用して線路の上によれば十
二分に格好がつくんじゃないかと思つておるので

あります。

そこで、その問題が決まるまでは国有地の売
買を中止しろという進言をもう何回もやつておる
のであります。これも役所のセクト的なものに
遭遇してまだ実現しないわけでありまして、これ
をどうしても実現したいと思つておられます。国の
土地を売る、国有地を売ることによつてそれが
暴騰につながる大きな要因になつては困るから
あります。政府はできるだけの措置を講ずるつも
りでありまして、この問題はイデオロギーはあ
りませんから、みんなで協力してできるようにひ
つとお願いだけ申し上げておきます。

○田村政府委員 東京中心の大変な地価上昇、こ
の基本的な原因は、今までお話が出ておりますよ
うに都心部の事務所需要、これが基本であると思
います。しかし、その過程で、金融緩和を背景に
いたしまして投機的な取引が地価高騰に拍車をか
けておられるということが大変大きいと思つてお
ります。したがつて、私も当面の対策として……(坂上
委員「当面の対策はわかっている。だからいつま
でに抑えられるか、それから抑えられなかつたら
その責任はだれがとるのか、これだけ聞きたい」
と呼ぶ) 国土利用計画法の一部改正、それから超
短期重課制度について審議をお願いしてはいるわけ
でございますが、これによつて相当の効果を上げ
られるというふうに思つておられます。

○坂上委員 長官がいらないところでその責任のと
らせ方なんか言つても——お答えいただけませ
んか。どうぞ。

○工藤(慶)政府委員 結論だけ申し上げます。
地価の異常な高騰、これは異常な高騰だと思つ
ておられます。したがつて、既に御案内のもの
もその原因があり、そしてまた、もろもろの対策
を講じておられます。これによつてできるだけ地価
の引き下げを図つていこうと考えておられるわけ
であります。御質問のいつまでどの程度にできる
かということについては、残念ながら今ここで明
確に申し上げることができないのであります。ま
た、この責任と言われましても、私も地価対

策を所管する国土庁として全力を尽くして地価の
安定に努力をしていく、このことは申し上げるこ
とができるわけでありまして、今後もそういう努
力をしてまいりたいと思つておられます。そうい
うお答えで御了承いただきたいと思います。

○坂上委員 御了承をいただくわけにはいきませ
ん。やはり率直に言つて、政権をとつておられる
政府とこれを支持する与党の先生方に一番大きな
責任があると私は思つておられるので、こういう状
況は、だから必死になつて、皆さん方内閣で一生
懸命努力をなさつておられるのであります。もうこ
れは経済問題、社会問題ではない。私たち庶民は
東京の真ん中からみんなおつぱり出されておるこ
うのが現状です。この政治責任をだれがとるか
というのを私は聞いておられるので、時間
がないから余り演説しませんが、要望だけをして
おきます。やはりもう少しきちつとしていただ
きませんか、施政方針演説、所信表明だなんてい
つてもしり抜けの演説だ、こんなの。これやりま
した、あれやりましたなんて言つても、これがどう
いう効果を及ぼすかといふことは全然出ていない
わけですよ。ことしじゅうに抑えます、これぐら
いのこと言えなければこれはやはり政治でないの
ではないですか。何のための国会なんだと思われ
ますよ。ぜひひとつお願いしたいと思つておられ
ます。これ一つでいいです。これで地価は終わら
したよ。

今度は地域振興整備公団なんです。これも全国
のニュータウン計画と実施状況について書面
でいただきました。

そこで、お聞きをしたのであります。事業
計画というのが変更できるかどうかということ
実はお聞きをしたわけでありまして。

私の選挙区の長岡ニュータウンでございます
が、六十五年に終わるわけでございますが、一万
戸入れたい、こう言つておられます。現在まだ五
百戸前後だといふお話を聞いておられるわけであり
ます。これでは六十五年までその一割にも到達し
ないのではなかろうか、こう思つておられるわけであり

ます。これは私は、失敗とか見聞違いかどうかという事は申しません。何しろ十五年間にわたるところのいろいろの長期計画でございますから、こういうこともあるだろうと思うのです。数字ちよつと挙げられませんが、幸いここで膨大なない土地を押さえていただいているわけであり、公園から。しかも安い土地でございます。今これを求めるといつたら容易じゃないようであり、だから別の方向さへ見出すならば、私は決してこれは災いとは言いませんが、福となるのではなからうか、こう思っております。

そこで一つお願いでございますが、もう事業計画の期間延長はしなければなりませんし、事業内容の変更もひとつさしていただかなければなりません。それにはやはり政府の力をおかりしなければならぬと思っております。市会でも議論をなさっております。新潟県会でも議論が始めておるのであります。これに大きな体育施設をつくつたらどうかというお話もあるわけであり、そんなようなことが今議論をなさっております。ひとつ政府の方からもこういう施設そのものに対して御援助いただかなければならぬと思っております。地方振興にかかわる重要な問題でもございますので、一言でございますが関係省庁から御答弁いただきたいと思ひます。

○北村(農)政府委員 長岡ニュータウンの現状は先生が今お話しになったとおりでございます。私どもとしても計画の変更、再検討は必要と考えております。その場合、新潟県当局及び長岡市当局の御意見を十分拝聴いたしまして、できるだけ一千八ヘクタールの土地が有効に使へるよう考へてまいりたいと思ひます。

○坂上委員 時間がありませんので、災害について一つお聞きをいたします。

きよの所信表明をお聞きをいたしております。災害対策についておっしゃいました。政務次官、原子力発電所の事故に対する災害対策について向て意見がないのですか。事故が起きないの

すか。災害が起きてもこれに対する対策をしないのですか。お聞きをしたいと思います。

○工藤(農)政府委員 原子力の問題につきまして、災害対策の中で、いろいろな幅広い災害がございまして、その中の一項目として原子力施設等の防災についても所要の努力をされているということでございますが、項目が非常に多いものでございまして、原子力について特に文章では触れておられないので、かように存じます。

○坂上委員 今度は具体的に聞きをいたしま

す。原子力発電所で大事故が起きたとき、国はどういう態勢に入るのであるのか、簡単に答えてください。

○山本(重)政府委員 原子力発電所による事故については、災害対策基本法上、同法によりまして同法の対象となる災害は、放射性物質の大量の放出に伴つて被害が生じた場合には、同法に基づいて対応をとるとなっております。この場合を想定いたしまして、国及び地方公共団体で各種防災計画を定めて、その防災計画に基づいた対応をとることになっております。

なお、スリーマイル島の事故災害の状況にかんがみまして、昭和五十四年に「原子力発電所等に係る防災対策上当面とすべき措置について」という事項を中央防災会議で決定いたしました。この決定に基づいて、そういった事故が起きました場合には、国務大臣を本部長として関係行政機関の職員から成る事故対策本部を設置して対応するということになっております。

○坂上委員 どの国務大臣ですか。

○山本(重)政府委員 これはそのときの状況によります。国務大臣としても、災害対策をつかさどる国土庁長官もございまして、専門的立場で知識を持つておられる科学技術庁長官もございまして、原子力発電所等の所管をしておられる通商産業大臣もございまして、それはそれぞれその事故の態様に応じてそれに最もふさわしい国務大臣をそのときに決定するというに相なるかと

思ひます。

○坂上委員 原発で大事故が起きたときの態勢、本部長が今おっしゃったようにその事案事案によつて決まる、こうおっしゃつておられるわけですか。

昨年四月二十六日、ソビエトのチェルノブイリ原発の事故、どの程度避難が行われたか、御存じですか。原発の事故というのはその態様によつて本部長が決まるなどというふうな事柄もございまして、その速やかななればならぬのが対策策なのであります。

それじゃお聞きをいたしますが、消防庁おられますか。消防庁、原子炉で火災が起きた場合、火を消しに行かれますか。どの程度放射能が放出した場合、もうやめるといふふうにおっしゃるのか。

それから自衛隊の方です。防衛庁。市町村長から何とか助けをくれといつて救援が行つた場合、もう放射能が過ぎておられますから行けません。どこか基準があるだろうと思ひますが、どの程度か。

それから今度労働省にお聞きしますが、原子力発電所の事故が起きたとき、火災が起きたということになりますと、各新聞社、報道機関は、デスクは直ちにおまへ飛べ、こういうことになるわけでございます。業務命令であります。この業務命令は、新聞記者の立場に立つたらどの程度の放射能の放出の場合拒否できるのか、労働省、どんなふうにお考えですか。

三省からまずお答えいただきましょうか。

○次郎丸(農)説明員 火災ということであれば消防機関は出動いたしますけれども、この場合に当然、その消火に際して消防団員の被曝はできるだけ低く抑えなければならぬということも言ひます。その消火に際しては、(坂上委員)「簡単でいいですよ」と呼ぶ)そういうことで、特に許容被曝線量、私どもは十レムというところで指導しておりますが、十レムを超えるような場合は消防団員は消火活動は行わないということにいたしております。

○大森(農)説明員 お答えします。

自衛隊の災害救助でございますけれども、原子力発電等の火災事故に際しましては、防災会議で自衛隊の救助活動の大枠が決まっております。モニタリングのための要員とか機材、それとか医療チームの派遣のための航空輸送ということが主になるかと思ひます。

御質問の、どのような放射レベルまで対応できるかということにつきましては申し上げにくいところでございますが、自衛隊といたしましては、災害本部その他の専門的な助言をいただきまして、できる限りの協力はやっております。まいりたいといふふうに考えております。

○松原(農)説明員 一般的には、労働者の身体、生命に危険が及ぶおそれがある場合には、労働契約上の就労義務を負うものとは考えられませんが、また労働者は、そういう場合には就労を拒否できるというふうな考えをしております。

御指摘の事故の場合につきましては、電離放射線障害防止規則におきまして、緊急の場合に関係者以外の立ち入りの禁止措置すべきということを決めておるところでございます。

○坂上委員 今お聞きをいたしますと、消防庁だけははつきりしているわけですか。十レムになりますと、もうやめま、こう言う。また、そういうような放射能が放出してれば消火活動に行けません、こうなつておる。

防衛庁のお話を聞いても、何が何だかわからない。そのことを聞いていますよ、今消防庁がずばつとおっしゃつたように、一体どの程度まで応援をいただけるんですかと聞いています。原発を抱えている住民としては、あんなに言葉は許されないので。みんなが待っていたら、都合によつて行けません、放射能がいっぱい出ているから、これじゃ困るんです。どこまで許されるのか、こう聞いています。

労働省にもお聞きをしますが、業務命令をどこで拒否できるのかと言ひたいのです。何レムまで。これは重要なことでございますから。

もこういう状況、しかもこういう委員会、これが審議の対象の委員会であるかどうかともわからないというような発言もあるような不体面な審議のやり方には大変問題があるわけでありまして、ひとつ皆様方にきちっと災害の防止についてやっていただくように要請をしたい、こう思っています。

○村岡委員長 小野信一君。

○小野委員 最初に両大臣の所見をお伺いいたします。

地価問題、土地問題はとみに国政の問題、政治の課題として大きく国民から要望されており、昭和三十年代の高高度成長以来、都市への人口の集中化によってもたらされたこの土地問題は、もろもろの政策がつけられ実行されましたけれども、結局今日の時代で見ますと、国民の住宅取得能力限界をはるかに超えております。したがって、この三十年間の政策は成功したとは言えない、むしろ失敗したのではないだろうか、私はこう考えざるを得ないのですが、なぜ、土地利用計画を初めとする土地政策が失敗したのか。これらの政策に対する所見を両大臣にまずお尋ねいたします。

○天野國務大臣 いろいろ御見解はあると思いますが、結果論から言えば、二十年後の状況がわからなかったということじゃないのでしょうか。この狭い日本の国土でありますから、このような状態が起きないという考えはなかつたわけではないのですが、国土利用計画法というのは個人の立法でつくった法律であります、そのとき、一応土地問題については相当考えたわけでありましたが、これほど強力な暴騰につながるような経済状態が来るとは夢にも考えておりませんでした。失敗と言えは失敗ではあります、今の段階において失敗を議論するより、どう始末をつけるかというところの方が重大じゃないかと思っております。担当ではないとは申し上げませんが、そういう点で、建設省は建設省なりにこの対策をどうするかということは今検討しております。

これは先ほどもちよつと申し上げましたが、与野党とも、これはイデオロギーの話ではありませんから、そういう観点から皆さん方の御協力を願って早急に結論を出したいと思っておりますので、その点よろしく御協力をお願い申し上げます。

○工藤憲政府委員 昭和三十年代から今日までの地価の動きなどを考えてみますと、経済の高度成長に伴いまして、人口の急速な都市への集中をめぐって昭和三十年代は大変な地価の暴騰になつたわけでございます。これに対応して、もろもろの住宅対策等が講ぜられて、ニュータウンの開発などが行われてまいりました。

昭和四十年代に入りましてからも、いわゆる金融の大幅な緩和と過剰流動性を背景にして、全国的な土地の投機買いなどもあつて、地価がかなり高くなつた。これに対応して、もろもろの対策が講ぜられてまいりました。国土利用計画法、国土庁の設置もそうでございます、いろいろな規制をや、土地税制も強化し、また土地供給の努力もされて、狂乱した地価がおさまつてまいりました。五十年代に入つて、大変地価が安定してまいりました。その限りにおいては、こうしたもろもろの規制とか税制とか各般の対策はそれなりの効果を上げた、私はこう考えております。

現在はまだ別な要因をもつて東京の一部に地価の高騰が見られますけれども、総体的に見て、すべてよかつたとは申し上げられないけれども、今日までとつてまいりました土地対策というものについては評価してもよろしいのではないだろうか、かように存じております。

○小野委員 もう一度両大臣にお尋ねしますけれども、建設大臣は、将来の見通しが確保できなかった、把握できなかったことが今日の国民の住宅取得能力との乖離を生んだ、こう言いました。国土庁は、今までの政策は成功だとは言えないにしても失敗だと評価するのは酷ではないだろうか、こういう観点に私は理解いたしますが、今の地価を国民の所得と比較した場合に、少なくとも成功

した、こういう評価は国民の側から出てこないのじゃないだろうかと思つております。

それで、過去三十年間、昭和三十年代の高度成長を含めたもろもろの土地政策から、これからの土地政策は何を学ばなければならぬと集約しておるのか。これからの土地政策に過去三十年間の土地政策から何を学んでつけ加えれば土地問題は解決する、こういう自信ある答弁があまりになりませんでした、意見を聞かせていただきます。

○天野國務大臣 それほど立派な意見は持つておりませんが、日本人で、今日のように国際経済でこれほどの力を持つようになろうと考えた人はほとんどなかつたのじゃないかと思つております。これを予期できたと思つれば神様ではないかと私は思うのであります、そういう観点でそのことを議論することよりも、現状をどうして打開していくかというのが重要ではないかという感じを私は持つております。

もとより文字どおりの浅学非才でありますから、御期待に沿うようなことはできませんけれども、自分が力のできる範囲内のことでは始末をしていきたいと思つておりますし、今の土地の高さ、暴騰したといつたつて、これは極言すれば東京都内だけでありますから、この始末をどうするかということに絞つて検討を続けていきたいと思つております。

○工藤憲政府委員 建設大臣からおつしやつたとおり、今の地価問題は東京の一部に限られていると言つてもよろしいわけでありまして。

何を対策につけ加えればよいかという御質問でございますが、これは大変難しい土地の持つてい特性、生活と生産の絶対的な基礎でもあり、しかも有限性を持つており、需要に対して供給が不十分である、こういう傾向を持つておりますこと、それからこれからの土地政策を考えていかなければならないのであります、当面する問題を解決するために、供給を拡大するという観点からの土地に投資をする、またすることのできるような

条件が金融緩和等を含めてある、こういうものをどうして抑えていくかという、規制と供給の拡大、この両面から考えていく必要があるだろう、こう考えております。

○小野委員 土地局長にお尋ねします。何度も申し上げますけれども、これからの土地政策は、過去三十年間から学んだ中から何を選び出して、何を加えるということによつて少なくとも過去の失敗を繰り返さないか、こういうことがなければ、同じような失敗を繰り返していくだろうと思つております。

○田村政府委員 今までの地価動向、それからこれに対する地価対策の評価につきましては、政務次官から申し上げたとおりでございますけれども、従来の地価の動向と比べまして今回非常に特徴的なことは、従来の地価動向は上昇期には全国的に一律に上がつておつたという傾向であつたと言えらると思つております。しかし今回は東京中心の非常に局地的な現象である、しかも、今後東京以外でも動向いかによつては局地的に地価上昇が起きてくる可能性が非常にあるというふうにおつております。これが一つの特徴でございます。

さらにまた、最近の状況を見ますと、非常に短期間の投機的取引、土地転がしと言われておりますけれども、こういう現象が顕著でございます。金融緩和情勢が背景にあることはもちろんでございますけれども、従来の歴史の中ではこういった事柄はそれほど顕著ではなかつたように思つております。

したがって私どもはこの東京中心に対して宅地供給を積極的に進めていくということが当然基本的な対策と思つておられます、同時にまた、局地的に起こり得る地価上昇、特に投機的な取引について機動的に的確に対応できる方策を準備する必要があります。この点については従来の制度もいろいろ整備されてまいりましたけれども、なお補強する必要がある、こういうことで法律による規制あるいは税制、この点について今申し上げましたような特徴に対応する制度を特に充実する

必要があるというふうには認識しております。

○小野委員 どうも答弁をお聞きいたしましたし、
も、これから地価が安定させられるのだという確
信のある答弁を私は受け取ることができないので
すけれども、特に東京都を中心とした一部の異常
なる地価高騰、これだけが問題点であつて、国民
の住宅取得能力とかけ離れた全国的な地価につ
いてはこれはやむを得ないという見方のように私は
聞かされたけれども、これは間違いないやないだろ
うか。これは間違いないと私は思いますので、
やはり国民の所得と比較して地価が異常に高いこ
とは全国的に間違いないわけですから、これに対
する対策をきちんと立てていただきたい、これを
要望しておきます。

そこで、国民の所得から考えて当然適正価格と
いうものがあるかと思うのです。今日日本の
適正価格は幾らんか、こういう質問ではなくて、そ
れは地域によつて違ふでしょう、所得によつて
違ふだろうと思つたのです。そこで、適正価格とい
うものはどういふ条件を満たしたときに適正価格
と言えるのか、その条件を検討してあるとすれば
お聞かせ願ひたいと思つた。

○田村政府委員 先生おっしゃるその適正な価格
というのは、いわゆる地価公示制度あるいは国土
利用計画法の中で使われている言葉でございま
す。その意味での適正な価格というのは、私ども
は、買い進みとか売り急ぎとかそういう特別な事
情のない取引市場において通常成立する価格、正
常価格と言つておりますけれども、こういうもの
であるというふうには考えております。

それをどういふふうには把握するかということ
でございまして、地価公示の公示価格を出す
場合には三つの方法がございまして、一つは、今申
し上げましたような特別な事情のない通常の取引
事例をたくさん集めてこれから推定する市場
価格、これを一つの参考とする。それから二番目
には、地代等から収益を還元して、有効に利用し
た場合にどのくらいの価格でも採算がとれるだろ
うかという、収益還元法と言つておりますけれど

も、こういう方法によつて推定される価格。それ
から三番目に、これは宅地開発等の場合に行われ
るわけですが、同じような効用を有する土
地を造成するコストがどのくらいかかるだろうか
という原価法。こういった三つの方法によつて正
常と推定される価格を判定しているわけございま
す。その判定した結果を国民の皆様にお知らせ
して、そして適正な地価が形成されるようにこれ
を使つていただく、こういうことで地価公示制度
が運用されているわけでございます。

それからもう一つは、今の公示価格、それから
同じような方法によつて判定される都道府県
地価調査というのがございまして、この地価調査
価格を基準にいたしまして、届け出の行われた取
引につきまして適正な価格と言へるかどうかを判
定している。こういうことで、今申し上げました
ような二通りの意味におきまして、適正な価格と
いうものを我々は運用しております、また考えておる
ということでございます。

○小野委員 今の適正価格あるいは正常価格の条
件を、今の東京の異常な地価の高騰というものは
満たしておらないのですか。
○田村政府委員 私、今公示価格の算定について
三通りの方法があると申しましたけれども、特に
東京の業務地などの場合は、主として取引事例を
集めてこれを参考にしていられる正常価格という
ものを出しておりますから、その地域において行
われる取引事例で極端な買い進みとか売り急ぎと
かあるいは非常に極端な投機的取引、こういった
ものを排除した普通の事例を集めて、こういった
中辺がいわゆる正常な価格、こういうことになる
わけでございますから、結局現在の取引動向の中
で普通の相場から非常に飛び離れた価格というも
のは正常な価格ではないと思つておりますが、現
在のような地価高騰期におきましてはそういう取
引事例が、全部ではありません、部分的に見られ
るといふことは事実であります。

○小野委員 これもまた問題点を残した答弁にな
ります。

そこで、もう一つお伺いしますけれども、譲渡
益課税、これは御存じのように非常に高い税率を
今課しております。反面、固定資産税は標準課税
で一・四、実効税率で〇・一ぐらゐですか、なつ
ておる。非常に安い。このアンバランスが現在の
日本の土地制度を大きくゆがめておると私は考え
ます。したがつて譲渡益課税は、土地を保有する
意欲を持続させるという能力を地主さんに与えて
しまつたのではないだろうか。しかし、そのこと
によつて富の再分配をゆがめるといふ面を持ちま
す。したがつて譲渡益課税は、促進するといふ能力
と、これをストップ、阻害するといふ領域と、二
つ持つだろうと思つたのです。したがつて今日日本
の場合に、この譲渡益課税をどちらの面を強く打ち
出すことが必要なんだろうか。あるいはバランス
をとらなければならぬかと考えるとすれば、国民
の側から見ると現在の日本の土地制度というのは
成功しなかつた、こうなりますから、国民の期待
にこたへるためにこの譲渡益課税の能力、潜在能
力をどちらかを顕在化させる必要があるのじやな
いか、片方を殺してしまふ今時期ではないだろう
か、そう私は思つたのですけれども、この譲渡益課
税に対する土地局長のお考え方を伺ひたいしま
す。

○田村政府委員 確かに譲渡所得に対する課税を
どうするかというのは大変難しい問題でございま
すけれども、現在の考え方は、譲渡所得というの
は、長年にわたつて蓄積した土地の資産を売つて
一挙に実現するわけでございます。これに対して
普通の所得税率を掛けますと、累進税率でござい
ますから非常に高くなつてしまふ。これを緩和す
るといふ趣旨で、譲渡所得の二分の一を課税対象
とするいわゆる二分の一総合課税というのが建前
になつております。そういう考え方に立ちまし
て、現在の長期譲渡所得については、四千万円以
下の部分は二〇%の比例課税、それを超える部分
は二分の一総合課税、こういうふうな仕組みにな
っているわけでございます。これもまだ高いでは
ないか、もつと安くすれば宅地の供給が進むので

はないかという御意見がある、これは事実でござ
います。しかし一方で、譲渡所得課税を軽減すれ
ば資産としての土地保有がますます有利になつ
て、土地を買い手がふえるだろう、そういう意見
もございまして。

それから、土地の譲渡益というものは、結局本人
の苦勞の結実というよりは、周りの開発された結
果としてのいわゆる開発利益、これが顕現されて
いるといふふうなことで、そういったものが譲渡
所得として地主に入るわけですから、この一部は
やはり社会に還元してもらつたという趣旨で、ある
程度の税金を取るべきではないか、こういう意見
もあるわけでございます。しかし、公共事業を推
進するとかあるいは優良な宅地を開発する、ある
いは住宅を建設するというふうな政策目的のため
に、土地が出やすくなるように今いろいろ特別な
控除とか優遇の措置がとられてはいるわけ
でございます。一方で、短期については、投機的取
引を抑制するといふ見地からこれは重課するとい
う仕組みになつてはいるわけでございます。

そういうことが現在の考え方でございますけれ
ども、本年度の税制改正におきましては、先生御
案内のように、非常に短期間の譲渡益については
投機的取引をさらに抑制する見地から重課するこ
うなことをあわせて、今長短区分は十年にな
つておりますけれども、五年で、五年以上持つて
おれば長期の譲渡所得ということで課税をしてい
こう。こうすればさらに一層宅地供給の促進が図
られるであろうという税制改正を今御審議いた
しておるわけでございます。ただしこれはすべて
の土地についてそうしますと、ますますさつき
申し上げましたような趣旨で土地を買い手がふえ
るかもしれないというところで、実は昨年十二月三
十一日まで持つていた土地についてだけ五年に
する、ことしになつて以後買われる土地について
は依然十年の区分ということをお願いをしてい
るところでございます。

○小野委員 終わります。
○村岡委員長 沢藤礼次郎君。

○沢藤委員 私は、四全総と国土開発幹線自動車道、自動車交通網の建設について質問をいたしたいと存じます。

まず第一に、先ほども出しましたが、発表が公開されており第四次全国総合開発計画でありませうけれども、これがいつの時期に公表されるのか、その見通しをお聞きしたい。作業のおおくりしている事情等もあわせて御説明願えれば幸いだ。一説には、多極分散型でなく、中曽根首相が大都市集中ということにこだわっていた背景もあるというふうにある報道は伝えておられるのですが、そのことを含めましてお答えを願いたいと思います。

○星野政府委員 四全総の作業の策定状況でございますが、関係省庁と現在いろいろと御相談申し上げておる最中でございます。

なお、先生今、四全総がおくれたことについての理由は何かということでございますが、私も、四全総は特に地方、各都道府県はもちろんでございますが、経済界その他とよく意見を交換する必要があります。計画部会でございますが、昨年国土審議会の方で、計画部会でございますが、調査審議経過報告をいただきました後、大臣を先頭にいたしました各地方、ブロックごとにいろいろと意見を聞いてまいりました。そういうような手続をしなから今日に至っておるという状況でございます。

○沢藤委員 事情等はその程度のお答えしか期待できないと思うのですけれども、いつ、今の作業状況から見て例えば五月中とか六月上旬とか、そういう目標は持つておられると思うのです。その点についても一言お願いしたい。

続きまして、その四全総の中に国土開発幹線自動車道建設の内容が盛り込まれていると思うのですが、どうですか。盛り込まれているとすれば、既に法定化されております七千六百キロメートルの既定の路線に何キロ上積みされる予定であるか、新しく建設を予定している路線の数、総延長をお示し願えれば幸いです。

○星野政府委員 策定時期でございますが、現在先ほども申し上げましたように関係省庁と折衝中

でございます。それが取りまとまりましたら国土審議会に国土庁試案といたしまして御提出申し上げたいと思っております。国土審議会がどのくらいの審議期間をかけて御審議いただくかは国土審議会の御判断によることもあるものでございまして、ここでいつ決定されるかということはおしやかなるわけでございますが、従前の例と申しますか、三全総を策定したときの例等をめくってみますと、一カ月ないし一カ月半くらいの御審議をいただいております。それが、高規格道路の御質問でございますが、私ども、四全総の中におきますいわゆる多極分散型国土の形成ということに關します大要重要な政策の柱が、高規格幹線道路網の整備だということに心得ております。その高規格幹線道路網でございますが、三全総におきましては一万キロメートルをさらに拡大するというところで、現在関係省庁と折衝中でございます。それから同時に、路線名あるいはその他のことにつきましても、できればなるだけ明示させていただきたいというふうな方向で折衝をしております。

○沢藤委員 数字等で明らかにされなかつた点については今の段階ではこれ以上追及申し上げません。私は勝手に推測するのですが、今のお話等も含めまして一万キロ台、そして既定路線の七千六百の二倍まではいかないだろう、大体その中間くらいじゃないかというふうな考えをおられるのですが、大臣うんうんとうなずいておられますので、その程度に理解をしておきます。一万三ないし四キロメートル、これが私の得た感じでございます。

次に、時間が余りありませんので、先に進ませていただきます。

国土開発幹線自動車道建設法第一条、この「目的」というものを私は今後の作業で重要に取り上げて見詰めていきたいというふうな考えをおられるわけでありませう。繰り返すように恐縮ですが、第一条には「国土の普遍的開発」を図るとか、あるいは

「画期的な産業の立地振興及び国民生活領域の拡大を期する」とかあるいは「全国的な、特にこの部分に注目したいのですが、「高速自動車交通網を新たに形成させるため、国土を縦貫し、又は横断する高速幹線自動車道」云々、こう書いてあります。

このようなことにつきまして、横断というのは何かということをお私に語理的に調べてみたのでありますけれども、これはこち側からあつち側に渡るといふような表現もあるのですが、大陸、陸地や大洋などを東西の方向に横断することでありませう。東西の方向に横断すること、これが横断だ、東西と言っておるのです。辞典は、これは地球の一つの特徴でしょうね、国の配置から見て。それで見れば、今実はこのルートの問題で、秋田を含めて岩手は大きな問題になっているのです。それはルートはどう引くかという問題です。

さて、もとに戻りますけれども、この「国土を縦貫し、又は横断する高速幹線自動車道を開設」する。しかるに、今まで法定化された、つまり第一三条の別表に載せられております各路線、大きく分ければ十九路線、小さく分ければ三十三路線。その中で北東北横断道と呼びたいと思うのですが、秋田、横手、北上、さらにはそれを延長しての太平洋と結ぶという、固有な名前がないものから、秋田線という名称しかないものから、ぶつ通すということをお考えの場合に、私は北東北という言葉を使わせていただきたいのですが、そのように御理解ください。

このたくさんあるうち、第三別表にあるうちでこの北東北横断自動車道が国土を横断していません。先ほど申し上げた意味では横断していません。つまり秋田から横手、横手から岩手の北上までは決められたが、残った太平洋沿岸へどうつなげるかということが、残ったこの別表にはないわけですね。なぜこれが、他のところは、これは手すきびにと言えは語弊がありますが、地図をちよつと広げてみただけですけれども、——これが東北の縦断、横断ですけれども、酒田——仙台あるいは新

潟——いわき、平ですね、これはまさに横断という様相を呈していますが、この秋田線だけはここでストップしているわけです。こち側は何もないので。こういう決め方をした、せざるを得なかつた理由というのがあつたら教えてください。簡単に結構です。

○鈴木(道)政府委員 今の七千六百キロの国土開発幹線自動車道の建設に際しましては、全国の各地域から、半島、島嶼を除いて、大体二時間ぐらいで行けるようなネットワークをつくらうというのがまず一つ基本的な考え方になってございまして、それから当時の経済力あるいは新産・工特等の拠点開発等を勘案しながら、その他交通需要を見て総合的に七千六百キロメートルが決まったわけでございます。恐らく今北上で切られているということは、全体の規模の關係あるいは交通需要が当時はまだ国土開発幹線自動車道の中ではプライオリティーが低かつたという判断でなかつたかと考えております。

○沢藤委員 今のお答えで、言いようによつてある程度はつとした部分もあるのですが、私は先ほど来申し上げた第一條の理由等からいって、秋田、横手、北上は決まっていますから、当然国土を横断するという意味では真つすぐ釜石に行くのが自然ではないか。これは後でまた別な理由といひますかフアクターもつけ加えますけれども、これについてはお答えはどうか。

○鈴木(道)政府委員 縦貫とか横断の定義になりませうけれども、国土開発幹線自動車道で縦貫道と言つておられますのは、大体国土の中心軸方向を縦貫と言つておられます。例えば九州ですと南北になつておられます。それを横切る方向を横断と言つておられます。先ほど先生からほかの、辞典からの御講義もございましたけれども、必ずしも端から端まで行つてなければ横断と言えないというふうには考えておりませう。本来ならばそういう必要もあつたと思いません。現在法律でも横断自動車道に入つておられるわけでございますので、現在の秋田線も横断自動車道であると考えて

おります。

○沢藤委員 日本人ですから国語を大事にしたいのですが、それからいえば今の御答弁は不満なものですけれども、不満を残しながら、いずれまた論議をする機会を得たいと思しますので、先に進ませていただきます。

先日、正確に言えば四月二十日、建設省の東北地方建設局が関係方面に示した案というのがありますが、これは今申し上げた北上ルートでもない、それから岩手県が示した北の方に飛んでいく紫波ルートでもない、ちょうどそれを足して二で割ったような、ここの中途半端なところに持つてくるというのが建設局の示した案になっております。私もこれはこれについては大変疑問を感じたり不満を持つたりしているのですが、このことは本省でも御了解なさっていることですか。

○鈴木(逓)政府委員 冒頭国土庁の方からも申し上げましたように、まだ高規格幹線道路網というものも、全体の規模が何キロになるか、またどの路線が採択になるかということは決まっていなくて段階でございます。

これからそれが決定される段階で、今この路線について路線の位置がどうかという議論をするのもなにかと思えますけれども、ほかの地域では余りそういう路線問題がないわけでございますが、岩手県は大変面積も広大だということがありまして、今先生御指摘のように県庁盛岡の方から斜めに行くルートあるいは北上の方から直接行ったルートがどうかという、いろいろ必要な要望がたくさん出ています。これは全国的な幹線道路網ではありますけれども、やはり岩手県の方の利用が多いわけですから、最終的に決める場合にはある程度コンセンサスを獲得したいという考えもございまして、北だ南だということになりますと、少し保留しようかということになつてもこれまた大変なことになりますので、地建の方でこれは路線として、要望ではなくて、白紙の状態でお案をつくらせて県と御相談したらどうかというところについて私も了解しているところでございます。

ございます。

しかしながら、今そういったことで調整の段階でございますが、本省案とかこれでこの路線が決まったということではございまして、調整段階で地建が出したもので、ただし北と南があつて足して二で割るということではございまして、やはり路線の性格あるいは空港とか幹線駅の駅とか総合的に勘案をしたルートについて一つの試案をつくらせて、御相談をされているという段階でございます。したがって、そういうことについては私も十分承知しているところでございます。

○沢藤委員 今試案と言つたのは試みの案だと思つていますが、そういう現状にあるという確認はさせていたいただきたいと思つて、これからであるということですね。

そういう建設局案には项目的に申し上げると若干無理があるのです。三つの点を挙げてみますけれども、一つ一つ見てみますと、例えば空港に近いとかというのは、あの地形を見ると空港のそばにインターをつくるのは不可能なんです。むしろ高規格道路の方が平面交差する可能性があるわけですから、県都盛岡の県庁に行くにしてもあるいは今申し上げた点についても、高規格道路で平面交差可能の方が私は機能的だと思つて、それが一つ。それから、先ほど申し上げた国土開発幹線自動車道建設法の第一の目的に照らしてもこれは妥当性に欠ける。そして、何よりも秋田側が北上ルートを支持しているわけですから、決議を上げていく。秋田県の山内村、横手市など秋田がむしろ積極的に、岩手は何を考えているのだという空気があることを私は確認をしております。それから、北上ルートを支持する市町村、これは該当地域の圧倒的多数、九〇%近くまでが決議を上げております。

それから、将来展望を見た場合に、横断自動車道を通じて三陸沿岸の海産物あるいは人が仙台に向かう、秋田に向かう、東京に向かう、あるいは逆に三陸沿岸を訪ねる観光客が仙台から来る、東京から来る、秋田から来る、広域観光だ、こういう

ことからもいつても、試案として示された案には地元の人たちはどうも首をかしげているというところを私は特に申し上げたいわけでありまして、昭和五十九年に発表されました「私、日にちをミスして政府委員の方に御迷惑をかけたのです。昭和五十九年三月に出されておる国の四省庁、通産、運輸、建設と水産庁で実施されました「三陸沿岸地域総合開発整備計画調査報告書」の中で、釜石と北上を結ぶルートが沿岸開発のための骨格になるルートだということを何回も指摘しているのです。このことについては何か内部で変更がありましたか。

○鈴木(逓)政府委員 ただいま先生がおっしゃいました報告書については私も拝見しました。その中にそういう趣旨が出ておりますが、同時にこの路線は花巻空港、新幹線駅へのアクセス向上のために必要だということも書いてございます。当時とはどちらかというところの路線の必要性と、このことに重点を置いて検討されたというふうな理解しております。最終的に技術的ないろいろ観点からの路線の決定というところまで踏み込んだ報告書ではない。したがって、ここに書いてございますことは我々十分承知しておりますけれども、それも合せて最終的に結論を出していきたいと思つております。

○沢藤委員 新人でいきなり時間をオーバーするのは今後にも大変不便を来すだろうと思うので、四十一分までという御指示ですから時間内におさめたいと思つておりますが、最後に建設大臣にお伺いしたいと思います。

さっきの地図を拡大したのがこれでございます。つまり、これが県南地区が主張している北上ルート、これが県で打ち出したルート、これが今建設局が示した試みの案。この三つを見て、どれが姿がいいと思つてみますか。

私は、道路網というのは、道路網だけではなくて機能を大切にすれば姿がよくなる、すつきりする。航空機の機体でもそうです。そういう意味で、この道路がつくれるのは二十一世紀なん

すから、二十一世紀の後輩、子孫に残す道路網として建設大臣はどれでいくか、明治四十年生まれの風格と気概を込めて、ひとつ風格のある道路網を目指していただきたい。

○天野国務大臣 目下検討中です。道路局長の話も聞いています。それで決まったような話もよつとあるので、すけれども、まだまだそんな段階に入つておりません。問題は何かといつても地元の利用価値ですから、そのルートが入るようになれば、地元とよく検討して御期待に沿えるようにいたします。

○沢藤委員 終わります。

○村岡委員長 この際、暫時休憩いたします。午後零時四十分休憩

午後二時三十七分開議

○村岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として日本道路公団理事津義弘君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○村岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○村岡委員長 質疑を続行いたします。坂井弘一君。

○坂井委員 天野大臣に、補正予算の編成の問題ですが、この間、中曽根総理が参議院の予算委員会、内閣の補正予算は六月中旬に骨格をつくらせて夏までには成立させたい、これは天野建設大臣が大変御熱心で、早くやれという強い要望を受けたので、こういうことのように強いが、ちよつとその辺の背景といひますか、大臣のお考え、概略承つておきたいと思つております。

○天野國務大臣 御承知のように、今年度の予算は既に昨年度約一兆円近くは前倒しで使っております。そして、この間暫定予算を組むときに約一兆円近くの金をやはり使っています。残りはそれほど大きなものではございません。しかし、今の残っている予算は、恐らく今月の二十二、三日ころまでには成立するだろうと思っております。その段階においてできるだけ最大の前倒しをしたいと思っております。これは仕事を活気ある状態につなぐ意味においての考え方でございます。

そうしますと、一週間ぐらいで全部執行ができる予定でありますから、今度後期の予算編成に入るわけですが、その後期、下期の例年でありまして、雪寒地帯、寒冷地帯等は御承知のように十一月末あるいは十二月から春の二月まで仕事ができなくなる可能性のあるところが非常に多くあるわけでありまして、そこにまた補正を出しますと、四国、九州、中国地方とか関東、関西はまだ結構ですが、北陸、東北、北海道といったような地域は作業が非常に困難になってきます。そういう点でどうせ編成するならば早くできないか。要するに予算を編成するのが目的ではなくて、完全執行しないことには内需拡大にもなりませんし、失対策策にもなりません。そういう意味で、やるためにはやはり冬期間を除いてある程度の予算を今年度じゅうに仕上げるようにしてほしい。そうするにはやはり六月中旬に臨時国会を召集しなくちゃいけないんじゃないかという話をしたわけでありませぬ。

そこで、来年度の予算であります。来年度の予算は十二月から召集される国会で審議されることになりまして、これもできることなら予算審議中に委員会の御了承願って、相当額の前倒しをやりたい。そうしますと、来年の夏までの間は非常に活気のある公共事業の執行が行われるんじゃないかという考え方でこの意見を持っておられるわけでありませぬ。

○坂井委員 そのお考えはよくわかりました。ま

たわかるのですが、問題は税収の見通し、見込みです。その辺の絡みの問題。それから大臣がお考えの公共投資をうんと大型にやりたい、これは大変結構だと思えます。そうなりますと、ただ財源をどうするか。恐らくお考えは建設国債ということかなと。ただ、一〇〇％建設国債に頼ることが仮に無理とすれば、その一部は例えばN.T.T.のちよつと取り込みたいというお気持ちもおありかな、そんなところを探るようなことで恐縮なんですけれども、若干、内需について大臣がどんなお考えをお持ちなのか。

○天野國務大臣 それはごもつもの話でありませぬ、私、二十分の一國務大臣ですから、財源についても意見はないわけではないのです。私の方は、建前として各担当省庁が必要とするものに対しては大蔵省が財源を苦労して見つけてつくってくれるのがそれは本筋だと思っております。それから、建設国債を出さなきゃいけないとかあるいはN.T.T.の株を処分した金でやれなどということは申しませぬ。私、財源には触れていないのです。あくまでもこれだけの事業は執行すべきだ、客観的、主観的情勢からいって今の段階ではこれぐらいの予算が必要だと思つておられるという話をしておるだけでありまして、私、元来大蔵省の立場に立たないことになっておるものから、その点については余り申し上げていないわけでありませぬ。

○坂井委員 そうです。それは大臣おっしゃるとおりと思つておられる。これは余り大蔵省の立場を考慮しておつたら仕事はできません。仰せのとおりと思つておられます。これは大蔵省のしりはうんとたたくように。

○天野國務大臣 去年の補正予算の段階において私の私案であつたわけでありませぬ、閣議で了承をとつて、去年の補正から今の不況地域対策というものを、十分とはいかないのですが相当額を入れて、その地域に対する傾斜配分というものをや

うな硬直的なやり方ではこれはいかなるものか、どうも効果が上がらぬのじゃないか、つまり今までの配分方式を改めて、例えば半分は従来の方式でやりましよう、しかし残り半分は不況地域でありますとか不況業種あるいは特に効果の上がある事業、そういうところに重点配分をしたらどうか、自民党内の協力も取りつけることに全力を挙げたいというようなことを強調されたらと報告されておるようでございますが、大臣はこの考え方に対してはどうでしょうか。

○天野國務大臣 去年の補正予算の段階において私の私案であつたわけでありませぬ、閣議で了承をとつて、去年の補正から今の不況地域対策というものを、十分とはいかないのですが相当額を入れて、その地域に対する傾斜配分というものをや

ら、最初は点だけであつたのですが、北海道は室蘭がひどいんじゃないかとか東北では釜石がひどいんじゃないかとか、いろいろ点だけが問題になつておつたが、最近の状態からいってこれは相当やつぱり全国的に不況の問題が出てきたんじゃないかと思われませぬ。それでこれは、通産省と労働省とよく事務的に連絡をとりまして、できるだけそういう形に流したいとは考えております。ただし、ここ数年間御存じのように公共事業絞られてきておるものから、いわゆる先進国との比較からいえば問題にならないほどおくれしているわけでありませぬ、そういう観点で不況対策に全部を投ずるといふわけにもまいりませぬ。そういう点で、実はこれはまだ決定してないのです。建設省自体としては来年から三年間継続で、十兆円のそうした関係に特別に執行のできるような予算を要求しようという考え方で今います。自

○坂井委員 大蔵省の方もこの予算配分はもう一回見直しをして、建設省に対しても、住宅でありますとか下水道でありますとか公園でありますとかあるいは生活関連の道路と申しましようか、つまり生活基盤を強化するようなところに重点配分をしてはいかかというようなことを大蔵省の方も建設省の方に要望といたしますか、そういうこと

ないかという考え方を持っておりますが、これはまだ決定したわけではありませぬ。建設省としてはそういう考え方で、関係している地域と話し合いをしていくところでございませぬ。

○坂井委員 大蔵省の方もこの予算配分はもう一回見直しをして、建設省に対しても、住宅でありますとか下水道でありますとか公園でありますとかあるいは生活関連の道路と申しましようか、つまり生活基盤を強化するようなところに重点配分をしてはいかかというようなことを大蔵省の方も建設省の方に要望といたしますか、そういうこと

○高橋(進)政府委員 まだ具体的にはそういったことはございませぬ。

○坂井委員 ああそうですか。わかりました。今大臣のお考えも伺いましたが、そこでやつぱり財源の問題がどうなるかというところに頭がすぐ入るものだから余りこの議論は深入りをするのは内心したくない気持ちなんですね。N.T.T.株の売却益が何とかならぬかなというようなことを探つてみたり、なかなかしかし難しいなど。ただし、この公共事業、特に生活基盤を強化する、大蔵省のそういう方針が本当の方針としてあるならばこれは大変結構だと思つておられる。そういう意味では財源は大蔵省でうんとお考えもいただきたいなと思つておられるが、い

ら公共事業だという、この考え方はとりませんよ
ね。大臣、盛んに首を振っておられますが、全く
お考えは、そうした本当に基本をしつかり踏んま
えたこれから公共事業、とりわけ生活基礎を拡充
をする、そういう社会資本の充実ということにう
んと力点を置いて進めていかなきやならぬと思
うわけでございまして、そのための、例えば今度
来年度予算の編成に向かつての予算配分の一つの
方式として、概算要求段階ではゼロないしマイナ
スシーリングを一律に一たん線を引いて、そこで
生まれてきます余裕枠といいますが、そういうも
のを重点的に今のような生活関連、社会資本を強
化するところに予算の配分をしたらいかかがか、こ
ういう考えも一部にあるようですが、いろいろな
ところを大臣もお考えだろうと思うが、そのよう
な考え方についてはどうですか。何かしかし今ま
での方式を改めなければいかぬだろうという気
がいたしますが。

○天野國務大臣 概算要求問題については私、意
見を持っておりま。特に去年から閣議で何回か
発言しているのですが、まず総理と大蔵大
臣が予算委員会で御存じのように昨年度との比較
で五・二％公共事業はアップしているということ
を大蔵主張するのですが、私はちつともアップな
んかしてない閣議で何回もたしなめたのであり
ます。去年の当初予算とことしの当初予算を比較
すれば、それは確かに五・二％アップしているだ
ろう。しかし去年は当初予算で賄い切れなくなっ
て三兆三千億という膨大な追加補正をやつたんじ
やないか、二つ足して五・二％アップしたとい
うのならそれは本当のアップだよと問って、私閣議
で何回かやつていくわけですが、問題は今までも
つとマイナスで来たという、ゼロからマイナスで
来たわけでありまして、日本の公共事業それ自
体がうんとおとれていくことは事実でございま
す。そうですから、便乗主義という言葉をとって
は大変ですが、貿易摩擦の関係でアメリカから強
いられたからやるのではなくて、その対策として
日本の国内の産業がどうにもならなくなつてい

るので、そういう意味で、アメリカに主導さ
れてやるような内需拡大だつたら今の例えば五兆
円というのなら十兆もやらなくちやなるまい、国
内の方はどうなつていんだ、私はそう思うので
す。

そういう観点で、来年度の予算編成からは概算
要求マイナスなんというのは私はいたしません
このままどこまで首がつながるかわかりませ
んが、概算の予算を組むところまで私がいれば、私
はプラスで頑張るつもりでございまして。

要するに、編成方針はいろいろな行政改革と財
政再建という問題との絡み合わせもありまが、
今命がなくなつてはどうかにもならないのですか
ら、そういう意味で、その命をつなぐ意味におい
ても、もう便乗してちよつと恐縮なんですけれど
も、後から補正を組むんじゃないことでもなしに頭
からやるようにしたいと、現在私はそういう考え
方を持っておりま。

○坂井委員 大臣、頑張ってください。公共事業
予算を拡大するということについてはもう大方異
論がないのですよ、みんな賛成なんです。ただ、
現実を見ますと、一方には赤字脱却、財政再建路
線というのが一つこう旗がある。そしたらどうし
ても財源をどうするかという議論に行き着かざ
るを得ない。ということになつてまいりますと、
今私が申し上げましたように、それじゃ、ゼロな
いしマイナスシーリングというところに一たん線
を引いて、余裕枠が出ればそれを政策的に重点配
分したらどうかというふうな、ある種の苦肉の策
みたいな考え方がここに出てくるということだろ
うと思うのですが、ただ、そういう考え方も私は
極めて消極的であると思ひます。先ほどから天野
大臣仰せのとおりだと思ひます。相当奮勇を持
つてかからなければとてども、今のこの本当に
おかれておる、国民から見てもことにお粗末な公
共社会資本を整備することはなかなか並み大抵の
ことではなからうと思ひますので、大臣、大蔵御
苦勞いたしておりますが、どうぞひとつしつつか
り踏ん張つていただきまして、我々も及ばずなが

らバックアップをさしていただきたいと思ひま
す。

話は変わりますが、関西新国際空港が今随分
ぎやかになつてまいりまして、この建設工事に対
しまして外国企業の参入問題は、もうこの辺で外国
企業も——外国企業というは今アメリカでしよ
う。これは参入させざるを得ないというように建
設省もお考えのようなんではないか。日本の建設
業界に協力の要請を建設省がされたようござい
ますけれども、その概要あるいは見直し等につ
いて若干お答えをいただきたい。

○牧野政府委員 関西新空港への外国企業参入問
題でございまして、まず基本的に、新空港を建設
してございまして、会社が自主的に判断して決定され
るべきものというふうな考えでございまして。ただ、
そうした問題の中で、やはり我が国で建設工事を
実施する場合には建設業の許可は当然必要でござ
いまして。そういう建設市場一般にかかわる問題が
不可避的に含まれておりますので、従来から私ど
もも入りまして運輸省、外務省、建設省三省で取
り組んできたということでございます。

に参入する以上は、我が国の法制度に従つて許可
を取つた上で、企業努力を重ねられて発注者の信
頼を得られる、こういうことがベースだと思つて
おります。

ただ、そうはいいましても実際問題として、私
は先ほど外国企業のまま建設業の許可を取つてい
る会社もあると申し上げましたが、参入といいま
すか、その実績はそう多いものではございませ
ん。それも事実でございまして、何とか相互の
理解を高めるよすがにでもなればということ
で、ただいま先生お話しをいたしました件でございま
す。先日、私どもの方から国内企業に対して、ひ
とつ外国企業、特にこの場合は御指摘のとおりア
メリカでございまして、幅広い話し合いといいま
すか協力関係を形成するために業界に窓口を設
置していただけないか、そして窓口を設置したら、
お話があればそれ相応にきちんと対応してくれま
せんかという要請をしたところでございまして。

○坂井委員 どういうことになつてまいりますの
やら、我が国には我が国の建設業界のいろいろな
長年の慣行とかいろいろな積み重ねがある中で、
やはり彼我のいろいろな相違というものがあ
るわけですよ。この窓口がそこら辺の双方の理解を
生むような大きな一助にもなり得て、そこで本
当に双方が理解の上で米企業なり外国企業が参
入するというのは望ましいと思ひます。ただ、
伝えられる日米摩擦、そういう中で、いわ
ゆる外圧によつて何か政治的に押し切られた
というふうな形がもし残るとするならば、これは
我が国業界にとつて大変不幸なことであると思
ひます。したがつて、そういう点につきましては十
分御留意をいただきながら、そこはひとつ適切な
調整なり指導を建設省の方にぜひいただきたい
と思ひます。

横断道路あるいは先ほどありました伊勢湾の湾岸道路等々、ビッグプロジェクトというのが将来の我が国日本の公共資本形成の中でやはり大きなウエートを占めている。これらが一つの標的というところまでの方で関西空港の建設工事を突破口にしよう、こういう彼らのいわゆる経営戦略というものもなきにしもあらずだろうと思う。そういうことになってきますと、ひとりアメリカ企業だけの問題ではない。これは韓国を初めヨーロッパ等々外国勢がどう出てくるか、こころ返も、建設省恐らく大変頭の痛いといえますが、よく眺めながら上手な対応をしなければいかぬという非常に難しい局面だろうと思うのですが、その辺の御苦心のところもあれば、一言といえますか、簡単に教えただければと思います。

○牧野政府委員 まず、関西空港の工事に對して参入を希望して居る国は、先生おっしゃるとおりアメリカだけではございません。これは関西空港株式会社が取引の希望の申し出というのを受理しておりますから、今私の持つております関西空港株式会社の資料によりますと、アメリカ初めオーストラリア以下全部で十一カ国、純粹の数で百六社程度が、これはいろいろな、工事だけではなしに物品調達等も含みますが、それだけの十一カ国の企業の方が取引をしたいという申し出をされて居るようですから、アメリカだけということではないかもしれません。

私どもは、先ほど申し上げましたように、それらの国の企業が入れるかどうかは、個別具體の発注者である会社と関西国際空港株式会社との間の信頼関係がどうなるかというのが基本だと思えます。ただ、そういう努力をそれぞれの国の企業がされれば、それは私どものいいますか建設省としては、基本的に制度はオープンだと言っているわけでございますから、どの国がよくてどの国はだめということにはならない、そういうことは言い得ないと思っております。それから、ちよつと前後しましたが、関西新空港を突破口としてその他のビッグプロジェクトに

も及ぶのではないかといいお問いただしてございしますが、確かにそれもアメリカなどでも関西新空港建設だけではないに、その他の飛行場もございますとか、建設省関係であれば東京湾横断道路でございますとか、そういうものについて向こうがいろいろしゃべつて居ることは事実でございます。その場合にどうなるかということですが、先ほど言いましたように私どもは制度はオープンで、努力すれば報われる。公平、無差別ということとは、逆に優遇するということでもないのですから、淡々と日本の業者と同じように扱おうということですから、そういう努力をされれば、これはよくてこれはだめということもこれもまた言えないと思ひます。

ただ、突破口という先生のお話でございましたが、私はやはり突破口というか、確かに今までも入つて居るは関西新空港ということでも重要な前例々々になるかもしませんが、これがあつてもなくても制度はオープンで、入りたければ今までも入れたわけですから、そういう意味では突破口という表現はやや正確を欠くのかな、このように考へております。

○坂井委員 やはり国際化という一つの大きな流れが全般にあるわけですね。そういう中で我が方がひとり賢し、いわゆる排除の論理というのがまずありきということではこれはよろしくない。したがつて、そういう意味においてはまことに放つておしやるとあり、淡々と公平、平等、門戸開くも今関西国際空港建設工事に對する参入問題というのはいかに政治的な意図もなきにあらざるという感じがする、これは新聞報道等を通じても。つまり、日米摩擦というものがやはり非常に大きくバックグラウンドにあるわけですね。そういうものが政治的に一つの大なる力になつて、そして日本の建設業界に向かつてくるというものがこの関西空港の建設工事への参入ということにあらわれて居るのではないか。そういう意味におい

ては突破口となり得る、突破口と向こうはねらつてくる一つの心配があるという意味で実は申し上げた。したがつて、決して私はかたくなにこれを拒否するという立場に立つてはいない。ないが、しかし今のような背景がもし仮に、私の危惧が危惧であればいいんだが、そうでなくて本当にありとすれば、これは将来において非常に好ましかるべき、よろしかるべき建設のいろいろなプロジェクト工事に外国企業が参入する際に、日本人の感情としてあるいは日本の建設業界が何か反発といたしますか、しつくりいかないうようなことになりましてと橋根を残す心配なきにしろあらずと思ひましたので、老練心ながらそのようなことを申し上げた。これは関西空港またおおいと進むに従ひまして、機会を改めましてお尋ねをしていきたいと思ひます。

そこで、テーマを改めますが、実は四全総の關係です。この間統一地方選挙が行われました。売上税という格好のテーマが飛び込んで来まして、どうも地方における今何が大事か私なりに考えますと、これからの地方経済をどうするかという最大のテーマがあるわけですが、これがちよつとかなんだなという感じが実はいたします。あわせて、この四全総に關係しまして昨年暮れ十二月のあの中間案報告ですか、あそこではどうも東京重視というのが出た。国土の均衡ある発展あるいは地方分散、地方分権、地方の活力、地方の時代等々、地方を謳歌することはいづれはあるんだが、そして四全総にも非常に期待をしたんだが、どうもやはり四全総の昨年の暮れのあれは東京重視である、じゃ、地方は粗末に扱われるんだな、地方側からしますとどういふ不安というものが住民の側にも多分にあつたのではないかなと思ひます。その後、いや、東京重視というのはいささか、地方から猛烈な反発があつたから、やはりこの一極集中を正して多極分散へという方向に方向転換をした。これは国土庁の英断だと私は思う。これは英断であり、賢明な方向を示したと思うので

す。思うんだが、少なくとも地方の経済をどうするかという非常に切実な、地方住民があの統一地方選挙の際にこの辺の片隅にあつたものは何かという、昨年の暮れの東京重視という四全総の考え方、これは中曾根さんの考え方と言つてはえらい失礼かもしれぬけれども、これに對してかなり不安を持つたことも事実だろう。これは私なりにそういう分析といひますか見方を突はしているわけなので。

そこで、今度の四全総案、四月三十日にまとまりました。これは今申しました東京圏への一極集中は国土資源と人間活動のバランスを崩す、こういう指摘、そこで多極分散型国土の形成というものを前面に打ち出した試案を国土庁がまとめた。これは経緯を振り返りますと、今申しましたように昨年末の国土審議会がまとめた中間報告が東京重視という批判を受けた、そこで百八十度転換をしたのが今度の国土庁の試案ということなんだという受けとめ方でいいのでしょうか。

○工藤(憲)政府委員 お答え申し上げます。ただいま、昨年の中間報告については東京中心型であつた、しかしいろいろな批判が出たからこれを多極分散型に変えたと理解していいかということでありまして、そうではないと思つております。というのは、あくまでも審議の経過の報告につきましまして審議状況について述べたものでございまして、その中の審議の焦点も実は、このごろ東京一極集中型になつて居るのではないかと、それは東京の持つ国際的な機能が高まつてきて居るがゆえに東京に集中し過ぎる形がある、そこで大都市圏におきましても、実は東京の周辺に業務核都市などもつくつてこれを分散していけばいい、いわば大都市圏の中におけるこれからの見通しのようなどいふ審議をし計画をしたものでございまして、したがつてどうも中間報告には首都圏についての記述がバランス的に多過ぎた、それが何となく東京一極集中という印象を与えたのではないかと、私はそう思つております。実際には決してそうではなくて、今までの全国総合

開設計画、新全総、三全総等、系譜を踏みながら
もいずれも国土の均衡ある発展を目指したもので
あったわけでありまして、四全総もまさにそのと
おりなわけです。

それで、今度出しましたのは計画の試案でござ
います。前に出たのは審議経過の概要を報告した
ものでございますから、今度の多極分散型の計画
というものが国土庁で出しましたそもその試案
だ、こうお考えいただいでしかるべきだと思つて
おります。

なお必要がございますれば局長から補足させま
す。

○坂井委員 工藤政務次官、午前中のやりとり
で、この四全総の成案ができるだけ早い機会にと
いうお答えだつたと思ひますが、どうなのでしょう
うか、六月の末の閣議くらいではもう決定する
というくらいに進められますか。

○星野政府委員 先ほどもお答え申し上げたので
すが、現在各省折衝中でございます。各省折衝が
終わりますと、国土審議会におかけしないとなり
ません。これは野党の先生方も皆さんお入りにな
つております審議会でございますが、その審議
会で御審議いただいで諮問答申されますと、閣議
決定という段取りになります。国土審議会はどの
くらいで終わるのかというのは、実は国土審議会
という主体があるものですから国土審議会の御判
断というものが非常に重要だと思ひますが、私ど
もとしては先生言われるようにできるだけ早くや
らせていただきたいというふうにお思ひつておりま
す。

○坂井委員 いろいろこれから政局の動きもあ
りますし、ちよつと流動的なかなというふうな
ことをちらちら思ひながらお尋ねをしたのです
が、この全総案について、正直にという言ひ方は
よくないかもわかりませんが、議論をしていき
たいと思ひます。

実は、東京重視、東京一極集中、この考え方は
ずつとあつたと思ひます。戦前からあつた。昭
和十六年体制とか言われますが、東京一極、これ

を重視するという政策が一貫して今日までずつと
とられてきた。地方分散というのは何なのかと考
えてみますと、それは生産現場だけを地方に移
す。つまり情報機能でありましてか中樞管理機
能、文化創造機能、そういう大事な機能はすべて
東京に集中をさせる、この政策は今日に至るも一
貫して昭和十六年以来ずつと続いたと思ひので
す。本社機能も全部東京です。工場は地方に分散
させる。これは官庁においてもしかり。地方は出
先機関です。中樞管理機能、これは全部東京にあ
る。この体制というものが今日の日本の非常に高
度な、言ふなれば最適工業社会、こういう表現を
もつて言う人もおりますが、確かに日本の大変な
工業社会を形成してきた、それに役立った、極め
て効果的であつた、効果的であつた、これは否め
ない事実だろつと思ひます。

したがつて、もしこの考え方を持つて今の四全
総を眺めてみましたときに、四全総の議論とい
うのは、今言う地方に生産現場だけを持つていく、
分散する、果たしてこれだけでいいのかどうなの
かというふうな議論、それから各地域を特色づけ
る政策、つまり今村おこしとか町づくりとかい
ういろいろなアイデアが地域にありますね。そうい
う各地方、地域というものを特色づけるような政
策を各地方に置いていく、こういうふうなこと
でよろしいのかというふうな議論であつて、や
はり東京重視、東京一極集中といひますか、東京
重視の政策の流れは変わるものではないのだ、こ
ういふ説があるようでございます。

そう言われてみますと、確かに今までの地方の
都市機能というのを見ますと、地域の住民サー
ビス、全国的なサービス機能を地方の都市に持た
せるといふようなことはかつて一回もなかつた。
恐らく今後においてもそういうことは不可能であ
らうとすら私は思ひます。もしそういう考え方に立
つならば、四全総で目指す多極分散型国土、言葉で
は表現できたとしても、その実行、実現の可能性
というものは極めて困難じゃないかというよう
な気は気がしてならぬものだからとどくしくこ

んなことをお尋ねするわけでございますが、今の
ような説をとる人に言わせると、東京集中はも
う当然なのだ、だから中樞機能を地方に分散させ
るなんというふうなことは考えなさんな、不便
だ、そんなことができませんか、それよりも手っ取
り早いのは、例えばリアモーターカーを活用し
た東海道第二幹線をつくつたらどうか、東京一
大阪間一時間、東京一名古屋間四十分、住まいは
名古屋、大阪、働くのは東京、これの方がよっぽ
ど効果的であるという考え方も一部にあるよう
でございます。

そういたしますと、今、四全総の試案の中で、
やはり東京に国際金融、国際情報などの都市機能
が集中をしておる、したがつて、この東京の世界
的役割がこれからますます増大するであろう、こ
の物の考え方は、今私が申しましたようにやはり
一貫して東京重視という流れは変わらないぞとい
う説を裏づける四全総の物の考え方になっていく
のではないかと思ひます。そうは言ひながら、一方に
おいて多極分散だ、こう言う。これはなかなか、
今まではずつと三全総までやってきてまして、地方
の定任とかいろいろのことを言つてきた。地方の
時代と言つてきた。地方にやがてバラ色が現実の
ものになるようなことも随分言つてきた。しかし
今現実はどうかという、やっぱり東京ですね。

こんな席でこんなことを申し上げて甚だ恐縮な
んですが、私の女房が東京に住みたいと言ひ。お
まえ老後は田舎でいいんじゃないかと言つたら、
とんでもない、便利が悪い、何にもない、東京へ
行けば公園がある、図書館がある、美術館がある、
大きな百貨店もある、ショッピングも楽しめる、
緑もある、こう言うのですよ。そんなことないぞ、
東京はコンクリに囲まれた本場に砂漠だ、私はこ
う言うのですけれども、どうもそうではないらしい
い。それでこの辺の、東京集中はよろしくないん
だ、この過密はもう人間が住めないんだ、こう言
い、そしてこれを改めて国土の均衡ある発展だ、
だから四全総でやはり多極分散だ、こう出してみ
る、しかし、本当に日本が、東京がもつと広々と

して人間が住めるような環境になつて、地方には
そこで定住できるようなゆとりのある職場もあれ
ば生活空間もあればというふうなことに本當にな
るのだろうか、そんなことを考えながらの御質問
を実はしているわけでございます。

東京中心、東京一極集中というの、東京が言
うなれば一つの巨大なバラボランテナみたいな
もので、アメリカに向かつておつて、アメリカの
情報が全部東京に一たんばんと入る、東京に入つ
た情報がここを基点といたしまして日本の全国各
地に伝えられる、分散する、こういうことであつ
たと思ひます。情報というのは非常に大事であり
ます。したがつて本社機能というのは全部東京に
集中する、それから地方には工場を分散させる、
そうすれば企業にしましても非常に利益も大き
い。ですから、こういうことを打破するといふこ
とは大変困難じゃないかという気が実はしなが
らもこのお尋ねをしていられるわけでありまして、迷
いながらの質問でありまして、何をどう質問して
いるのか、まことにそういう難しい問題があるな
という胸のうちをお察しいただきまして、何がし
かの妙案があればひとつお教えをいただきたいと
思ひます。

○星野政府委員 先生の今の御説をいろいろと拝
聴いたしました、実は私どもも審議会、懇談会そ
の他で、十六年体制の議論でありますとかジャパ
ン・コリドーの話でございますとか、それから逆
に今度は、今までの国土総合開発の伝統ござい
ます国土の均衡ある発展というところで、特に四十
四年の第二全総のときに先生が今ずつとお触れに
なられたらいいわゆるネットワーク論があつて、
交通体系のネットワーク化と同時に、中樞管理機
能は大都市、それから工場等は地方という一つの
考え方が多分あつたと思ひます。ネットワーク
の方につきましましては、実は当時、まずともかくも
主軸をつくるうというところで、縦の、北から南の
縦貫道をつくつていくということ、縦の、北から南の
縦貫道をつくつていくことを諸先輩がやつ
ていただいて、現在それが完成しかつてきてお
りまして、いよいよネットワークの時代になるの

だということにちょうど今差し加かっているのじやないかと思ふのです。したがって、これからはある意味で社会資本、高速交通体系につきましてはネットワーク化の時代をこれから迎えるので、基盤整備といつたしましては、むしろ東京一極集中は現在の状況でありまして、今後はむしろ多極分散型の方向にいける条件が整つてきたのじやないかというのが第一点でございます。

それから、第二番目の産業論を含めた先生の今のお悩みでございますが、我々も実は全く先生と同じように、本当のところはよくわからないといふことで悩んでおりますが、ただ一つだけ何となく言えそうだなと思つておりますのは、現在の東京一極集中型というのは、金融国日本なんでございますね。どうも金融を、全国のお金を東京に集めまして、それをアメリカへ出しまして、アメリカからどこへ行くか、こういう話でございますが、今度はその出したお金の子供が帰つてきました、その子供がくるくるつと回つて日本経済の中で乗数効果が起つて経済を何とか安定成長とかなんとか持つていくということになつております。その点を強調する方々は恐らく現在の東京一極集中が先生が言われましたように大きなパラポラアンテナでありまして、そこを中心にして全国へ展開していくのじやないかということをかなり強調されます。

ところが、我が国が果たして、この比喩がいかにどうかわかりませんが、ちょうど十九世紀のビクトリア王朝みたいに金融を主体にした大國でそのまゝいけるかどうかというこの選択の問題だと思ふのです。そういう意味では、現在のそういう金融大國的な選択に対して、今度、まことに手前勝手かもしれないませんが、四全総で多極分散型ということで、例えば名古屋地域の産業技術でございまして、関西圏におきます文化、経済両方の融合した独特の地域づくりだとか、そういう、一言でいいますと科学技術立國的な観点を踏まえた形で日本國の将来というものをもう一回よく考え直した地域構造というものをつくり直して

いきませんと、恐らく東京一極集中イコール金融集中型の経済、それで、世界を信用しないわけではございませんが、それがいづれにしましてもある時期非常に不安定な経済構造になるのじやないでしょうか。

それなら今のうちから、まだ今余力がありますから、ひとつ多極分散型ということで、確かに先生の御指摘のように少し理想論かもしれないませんが、今のうちから十五年、二十年先を見渡しながら技術立國型あるいは科学技術型の立國という形で国土構造を考えていくべきじやないでしょうか。そのことが逆に言うところそれぞれ生まれ住みなれた地域で自分たちの生涯を終えられる条件にもなるわけでございますから、我々の生活にとつてもすぐれてそちらの方が望ましいわけでございますので、どうもそういうことを考えましていろいろと審議會等で御議論いただいた結果が、私も今、案として御相談申し上げております多極分散型という形に結晶しつつあるのかなというようなことを考へておりますが、これはもう先生の方がはるかにいろいろと深くお悩みになられて、大変きょうは参考させていただいたわけでございます。大変ありがたうございました。

○坂井委員 現在というのは、先ほど言いましたような意味での最適、適当な工業社会といふんですか、最適工業社会を超える時代に入つた気がしますね。生産現場といふのはもう余り魅力がなくなつてきましたね。地方だつて好まないですね。それよりも中央における管理機能、情報機能がこの方がよほど魅力がある、こんな時代ですね。ですから、ハイテク産業とか何とかというものが次に起つてくるわけですが、この議論はまた改めてさせていただきたいと思つて、天谷さんが実はおもしろいことを言つておりましたね。今の日本は三つの過大依存の危険を冒しつつある。その一つは、アメリカに対する過大依存である。二つ目は東京への過大依存である。つまり、東京五十キロ圏内に二千六百万から三千万の人口を擁するこの東京への一極集中、過大依存。三つ

目の過大依存は、偏差値過大依存。これは学校だけじやなくて、企業もシェアを争うというのはい種の偏差値である。こういう三つの過大依存というものを挙げて、東京一極集中を改めなまきやならぬということを盛んに議論を展開されているようですね。

余り時間がございません。この四全総に関係いたします議論はまた続けてさせていただきたいと思ひますが、やはり東京一極集中といふことでずつと一貫してきた。それはそれなりの意味があつた。しかし、今日の社会、今の現状、国際化、情報化社会、こういう中では東京一極集中というものは改めなければいかぬ、多極分散というのは方向としては正しい。しかし、それを本当に可能にする、実現させるための方途はといふことになる。これは大変だぞといふこと。そこで、日本全体がこの数量化された価値観、価値指数といひますか、そういうものに振り回されておる。分かち合えるけれどもやめられぬことだらうと思ふので、なぜかといひますと、短期で見れば確かに東京集中の方が利益は大きい、あるいはアメリカ依存の方が、あるいは偏差値に頼る方が短期的には利益は大きい。しかし中長期的に見ますとコストがかかる。もうエネルギーが大変です。ですから、もうこの道は選びたくない、こういうことだらうと思ふ。そして、まさに今一つの大きな曲がり角といふか節目に來た。東京一極集中、東京重視、このままでは次の二十一世紀には向かえないぞといふぐらいの認識をきちんと持ちまして、その上で四全総の成案をぜひいただきたい。

これはけさほどの議論にもございましたが、例えば中央官庁の一部部局を地方に移す、これを本當に今国土庁がお考えであるならば私は最大の敬意を表したいと思ふ。これについてはまた物すごく大きな抵抗があると思ひますよ。しかし、あえて本當に分散を可能にするその方途は何かといふと、やはり中央官庁の一部をまず率先して地方に移すことだらうと思ふ。ある意味での遷都であり、ある意味での分都ですよ。これをやるかやらぬか、一にかかつてそこにあると思ふ。もしそれが四全総において失敗するならば、これは冒頭申しましたけれども、住民、國民は大変な失望。それだけではなくて、日本列島、国土全体の大きな利益を損なうことにもなりかねない。そういう意味においては、国土庁のこの四全総に対する非常に大きな関心と、これがこれからの日本の國家、国際化の大きな波の中で我が國がどういふ方向に向かうかといふ、それも占う大変大きな政治課題、政策課題だと思ひます。

そういう意味で、結論だけ申し上げますならば、中央官庁を移す。そうすれば本社機能も、先ほど言いましたようにもう超えていますから、この高度の工業社会、もう情報です、管理機能です、そういうものに魅力を持つわけですから、本社機能も地方にといふようなことも可能になる。その道を開くことができるんじゃないかな、そんな気が突はいたします。本當に地方からそういう発想が出てくるかといふことも一つの問題点だらうと思ひます。

しかし、地方には非常に多様な文化もあれば、多様な物の考え方、思想もある。例えば、ある研究所の調べによりますと、戦後七十四の産業が興つたところでありますが、この七十四興つた産業のほとんどは地方で興つてゐる。これは何か。先ほど言いましたように、発信機能は東京に全部集中した。東京にいますと東京のことだけしかわからない。だから東京ではそういう意味では産業が興らない。地方で興つた産業が東京に來て、そしてマスメディアに乗つて、そして爆発する、こういうのが今までの大体の図式ですね。例えばプレハブ住宅しかり、サラ金しかり、スーパーマーケットしかり、サウナお風呂しかり、全部地方で興る、関西で興る。東京へ來て爆発した。東京で何が興つたか、七十四の産業の中で興つたのは何か、プロレス興業ぐらいだ、こういう。地方にはそういう発想をする能力がある、文化がある。このところを大事にして、地方が発信基地に本當に育つような政策誘導ができるかどうか、これも一つの

大きな視点だろ。そういうものを触発し育てていく一つの大きな力になり得るものは何かというと、中央省庁の一部を地方へ思い切つて持つていく、こういうことだろうかというように考えておられます。

あわせて、地方における唯一の資源は何かといえば、自然環境だろうと思えますね。今度はリゾート法案の審議がございまして、その際にまた議論をさせていただきたいと思えますけれども、そういうものをいかに活用し、地方を本当に豊かに、人間が住める地域たらしめるか、これは四全総にかけられた一つの大きな問題でございまして、もうアウトラインの大まかなお尋ねしかできませんでした。具体的にはまた日を改めてお尋ねをさせていただきたい、お答えをぜひちょうだいいたしたいと思えますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上で終わります。

○村岡委員長 伊藤英成君。

○伊藤(英)委員 まず最初に、土地の問題、地価の問題についてお伺いをいたします。

この間の四月一日に国土庁が発表をいたしました六十二年度の地価公示によりまして、東京を初めとして大都市圏がこの一年間に急激な地価上昇をしたわけでありまして、まず最初にその原因はどういうものであるというふうに考えておられるか、お伺いします。

○田村政府委員 この六十二年度地価公示の結果を見ますと、全国的には比較的地価は安定しているわけでございますけれども、東京、その周辺におきまして異常な地価高騰が見られるというのが著しい特徴でございます。

その原因でございますけれども、これは先ほど来お話が出ておりますけれども、我が国経済の異常な国際化、情報化、サービス化、こういった構造変化に伴いまして、東京都心における業務機能への需要が非常に高まって、オフィス床需要が大きくなっている、こういうことだと思えます。かなり過熱し過大化された予想需要というのがある

と思えますけれども、いずれにいたしましてもこの都心でのビル需要が大きくなって、これに対する供給が追いつかない、こういうことが基本的な要因になって都心部で地価上昇が見られたということだと思えます。そして、都心部で土地を売った者がかなり高額のお金を手にするわけでございますけれども、周辺の比較的環境のよい住宅地で代替地を求めている、この結果、周辺に地価上昇が及んでいっております。

一方、この過程におきまして、金融緩和情勢を背景にいたしまして、不動産業者が手当て買いをしていく、さらに一部の業者がその間の転売利益を目的として投機的取引を行っていく、こういうことで地価上昇が拍車をかけられているというふうにも思っております。簡単に言いますと、そういう構図で地価上昇が起こっていると思えます。

○伊藤(英)委員 今のような分析をもとにしてどういう対策をとっているのか、あるいはまたこれからどうしようとしておられるのかということ、それからその効果の見通しについてもお伺いをしたいのでありますけれども、今のお話を聞いていてちよつと思いましたのは、こういうことは十分認識をされて分析、対策をとられつつあるというふうに私は思いますが、実際には今回の土地の取引の大部分は、いわゆる大手不動産デベロッパーがやっているというのじゃないんだ。さつきオフィス需要が非常に大きいという話をされましたけれども、大手不動産デベロッパーというのは大体一〇%ぐらいしか取引はしてない。大部分はいわゆる転売目的の中小不動産業者がやっているわけですね。そういう意味で、先ほど来若干お話も出ておりますけれども、転売、土地転がしをねらった、言うならば仮需要が大半であつたらうということ、これは十分に認識をしておかなければいかぬのではなからうか、こう思っています。

それからもう一つ、今お話を聞いていて、やはりちよつと気になったのは、例えば国際化、情報化に伴う土地需要が非常に大きくなって云々というふうな議論がされます。これもよくされるので

すけれども、本当にそうだろうか、そういう機能は本当に多いのだからうか。

例えば、先ほど東京が金融都市として云々という話が出たりいたします。そうしたときに、今東京に立地をしておる外国系の銀行というのは大体二百行くらいだそうでありまして、あるいは、証券会社も百五十社余りあるのだそうでありまして、しかし、世界の銀行がほとんど全部日本に来るのかというと、そんなにたくさんは銀行があるわけじゃないですね。そういう意味で、本当にそんなにふよふよになっているのだろうか、あるいはそういうものが長く続くのかなというふうに考えると、素外これはうそなんじゃないだろうかという印象さえ受けます。ひよつとして、今の土地投機の現象に対する要因として述べられることが、あるいは国土庁等が発表する要因が逆にみんなをおおっているような結果になってやしないかな、こういうふうにも思っております。

そういう意味で、今申し上げたことについての考え方も含めて、一番最初申し上げました、どういう対策をとって、これからそれがどういふふうな効果があるかと考えておられるか、御説明をお願いしたいと思います。

○田村政府委員 まず、都心部でのオフィス床需要が実際どのくらいあるのだろうか、場合によるが、過大な見積もりを発表しておおつていられるのではないかと、いろいろなお話がございましたけれども、いろいろのな機関が今後のオフィス床需要の予想を出しておりますけれども、実は現時点で私どもが計算しておりますところでは、都心五区で見ますと、昭和七十五年までに今後新たに必要とされるオフィス床需要は大体千二百ヘクタール程度ではないかというふうに思っております。

一方、近年都心部で再開発等による事務所の供給というのは大変増加しておりますので、六十一年の実績で見ますと前年に比べて五、六割ふえているというふうな状況でございまして、そういう傾向を伸ばしてまいりますと、都心五区では昭和七十五年までに千二百ヘクタールぐらいの供給が見込ま

れる、可能性がございますけれども、そういう計算をしております。そのほかに、東京臨海部における新埋立地あるいは国有地跡地等を使って新規業務拠点等を開発してまいりますとさらに千数百ヘクタールの可能性も出てくる、こういうことでございます。いかに東京都心におけるオフィス需要がふえるとしても、これに対応する供給力というものは十分にあるというふうに思っております。この点につきましては、実はあした国土利用白書が発表になりますけれども、この中で述べておきます。

そういったことでございますけれども、しかし、ある程度の規模以上の優秀な設備を備えたビルについては大変な需要は高いわけでございます。これに伴って現在も再開発等が進行中でございます。そういう中で、今まで地価高騰が見られたわけでございますけれども、東京都心部、それから区部の南西部方面は地価高騰というのはいさなり天井感が出てきたというふうに見ております。私どもは、むしろこれから周辺部での地価高騰がどのくらい進んでいくかということが大変心配しているわけでございます。特にその過程での短期的な投機的取引がこれを加速しないように気を付けなければならぬ。こういうことで現在、当面の対策として国土利用計画法の一部改正をいたしまして、十分取引を監視していく、規制していく、それから税制の面でもこういった投機的取引を抑制していくように対策を考えていくというところでございます。

○伊藤(英)委員 今後のその効果の見通しなど、どんなふうに見ておられますか。

○田村政府委員 今申し上げましたような施策が実現されれば、私は今まで見られた地価高騰はかなり抑えられるというふうに考えております。

○伊藤(英)委員 ぜひそれは効果があるように頑張つていただきたいと思えますが、今お話の出ました国土利用計画法の問題につきましても、これはちゃんと本委員会で後ほどやるとしても、その

る、可能性がございますけれども、そういう計算をしております。そのほかに、東京臨海部における新埋立地あるいは国有地跡地等を使って新規業務拠点等を開発してまいりますとさらに千数百ヘクタールの可能性も出てくる、こういうことでございます。いかに東京都心におけるオフィス需要がふえるとしても、これに対応する供給力というものは十分にあるというふうに思っております。この点につきましては、実はあした国土利用白書が発表になりますけれども、この中で述べておきます。

中でも一つ気になるのは、国有地の問題であります。私は、この国有地の問題が、こういう土地投機の問題について政府は余りにもなおざりではないかというような批判を浴びている一つの大きな要因だろう、こういうふうになっているわけ

例えば、私は昨年十一月にこの建設委員会で大木の本林野庁の職員宿舎の問題について取り上げました。そのときに政府の方にも強く対策をお願いしたりいたしまして、そのときには国土庁長官にも、そしてまた建設大臣にもいろいろお話を伺ったわけでありまして、そしてその後も、いわゆる国有地の問題というのは常に問題になってい

たと思うのですが、ついこの三月にも国電の蒲田駅構内の貨物積みおろし跡地の競争入札が行われました。最近のこうした主なものも落札価格、一平米当たりどういふふうになっているのか。そして、それが周辺の公示価格に対してどういふ状況になっているのかをまずお伺いいたします。

○田村政府委員 最近の国有地あるいは国鉄用地の売却の代表的な例といたしまして大木本と蒲田があると思っておりますが、大木本の林野庁宿舎跡地、これは昨年の十二月一日に入札が行われたわけでございますけれども、この落札価格は平米当たり七百五十九万円余りということでございます。周辺の公示価格と申しましても、直ちに比較できる地点というのは必ずしもないわけでございますが、公示価格を基準といたしまして、私どもは比準価格と申しておりますが、この程度なら適正な範囲内ではないかという価格を算定してみますと、まあ大体その範囲内におさまっていると私どもは考えております。

ますけれども、単純に付近の公示価格と比べますと、大体二倍から四倍ぐらいというふうになっておりますが、ただ、これは昨年の一月一日時点の公示価格と比較しているわけでございますので、その後の地価上昇あるいは土地と土地の要因の比較といったことを行いますとかなり差は縮まると思いますが、かなり高額であるケースが多いというところは事実でございます。

ちなみに国有地につきましては、大木本はいろいろな事情がございまして一般競争入札で売却されましたけれども、ほかの国有地につきましては非常に抑制的に運用されておりました、ここ三年間に都心三区では二件ぐらいいしか売却された例はないと思っております。

○伊藤(英)委員 私は、今のお話を聞いておりますと、若干高いけれども何となく余り大きな問題じゃないよという印象さえ受けるわけですね。しかし、世の中の多くの人はそんなふうには思っていないと私は思うのです。例えば新聞紙上で見ても、大変な批判の対象になっていまして私に思っております。それこそ三倍やら五倍、あるいはさっきの国鉄の蒲田の問題にしてもそうでありまして、あるいはあれは越中島というのですか、あそこにしても十倍近い価格で落札されているという状況であります。そして、こういうものが地価をさらにどんどん上げてきた。何となくさっきの話は、これは六十一年のものだから価格の比較をするともっと差は縮まっておりますというよう

な言い方をされましたけれども、言うならばこういう国有地の問題が地価を上げて、その上げた価格で比較をしている局面さであるのではないかと、このことさえ思うわけでありませう。そういう意味で、私は、国土庁の答弁の中では、危機感というのか、自分たちの、国土庁としての責任上これは大変なことであるのでどういふふうに取り組んでいきたいというような話をもっとあつてしかなるべきなんじゃないだろうか、こういうふう

に思いますが、いかがでございますか。

○田村政府委員 私どもも、一般競争入札によります国有地等の売却が周辺地価に悪影響を及ぼすおそれが非常に大きいという点では先生と全く同感でございます。この点については、そういう悪影響が及ばないように最大の配慮をしてもらいたいということと関係行政機関等にいろいろお願いをしてきております。文書で申し入れていたこともございまして、あるいはそのための連絡調整会議を開くといったこともいろいろやらせていただいているわけでありませう。

国有地につきましては、大木本の売却はございましたけれども、先ほど申し上げましたように一般競争入札で売却することは非常に少ない運用をしております。問題は国鉄、それから現在の時点で国鉄清算事業団用地であろうと思っております。私どもの立場からいいますと、こういう地価高騰の著しい時点では一般競争入札によって売却することを差し控えてもらいたいということが本音でございます。すけれども、事業団の立場からいいますとなかなかそうもいかないということ、いろいろ連絡、協議しております。最近、売る場合には十年間の販売禁止を条件とする、さらに風俗営業等の用途に使うことを禁止するというふうな条件もつけるとか、いろいろ厳しい条件をつけて一般競争入札で売却しているわけでありませうけれども、私どもは必ずしもそれであればいつでも売っていいものかどうかという点については大変疑問を持っております。

先般、地価対策関係会議でもこの国鉄清算事業団用地についてどうするかということが話題になりました。これから清算事業団において資産処分の方針を定めるわけでございますけれども、この基本方針の中では、まず地域の土地利用計画を十分配慮する、これはまた同時に地方公共団体の意向を十分尊重するという意味を兼ねておられると思っております。そういうことが一つ、それから、一般競争入札で売る場合には販売禁止その他厳しい条件をつけていくということ、それから三番目には、一般競争入札以外に借地とか信託とか、地

価を顕在化しないような方法で処分をする、そういった処分方法の導入を検討する。こういったことを盛り込むように運輸省とお約束をしたわけでありませう、さらにまた、個々の処分計画について情報、意見交換を頻りにやっています。こういふことをお互いに了解をされているわけでございます。そういうことで、これから私どももいろいろ努力してまいりたいと思っておりますけれども、まだその具体的な方針そのものはこれからでございますので、その結果を見ながらまたいろいろと検討、努力してまいりたいと思っております。

○伊藤(英)委員 先ほどちょっと触れましたけれども、政府は非常になおざりだな、こういうふうにも言われるわけですね。その最大のものの一つが国有地の問題であると私は思います。今度の国土利用計画法の改正の問題につきましても、今いろいろ話された分もあるとしても、それこそ一適正な地価の形成が図られるよう配慮する」というような精神規定で、いわゆる規制の対象外というかそういうふうになっているわけですね。本当にこんなことでちゃんといくかな、それこそ国土庁長官に、首をかけてやりますかということ、私は申し上げたいくらいであります。長官はいらっしゃいませんか、突然で申しわけありませんが、政務次官にお願いしたいと思っております。どういふ御決意でいらっしゃいますか。

○工藤(蔵)政府委員 東京の今の地価の値上がりというのは大変異常なものであります。したがって、この問題を担当しております国土庁としては、これは極めて重要な課題として地価の鎮静のためにあらゆる努力をしなければならぬと考えております。ただいま局長からお話し申し上げましたようなものもその対策をとろうとしているわけでありませう。

そしてまたお話しした国有地の処分につきましては、国土庁としては厳しく申しますか、周辺の地価を考へながら、これをもって地価をつり上げることがないように厳重にそういう配慮をしてもらいたいということを大臣も主張し続けているわ

けでございませう。ただ一方には、国有地というのは国民の共有の土地であるから一般の競争入札でやるべきだという主張も、またそれぞれの官庁にあるようであります。そういうものと対応して私どもの方では強く主張し続けておりました、そういうことからの地価対策の關係閣僚會議の中の申し合わせとなつておるわけでありまして、この申し合わせの趣旨を十分に貫いてまいりますように大臣ともども最大の努力をしまいたい、かように存じておるわけでありませう。

○伊藤(英)委員 突然で申しわけありませんが、建設大臣にちよつとお伺いしたいと思つたのですが、閣議でこの国土利用計画法の問題について論議されたときに、建設大臣からも極めて不十分ではないかというような意味でいろいろ意見があつたように新聞等で見ました。それから今、次官の方からも各省間のいろいろの問題もあつてというような話をされましたけれども、本当に大丈夫かな、私はそういう念をぬぐうことがどうしてできないのですか。

それ建設大臣にちよつとお伺いしたいのですが、建設大臣も本日の委員会で一部国有地の問題については触れられましたけれども、建設大臣、うまくいくと思われませんかという聞き方はちよつといいのかなという気がしないじやありませんか、ちよつと御意見を伺います。

○天野國務大臣 私担当大臣でございせんからここで発言はどうかと思つたのですが、閣議で私の発言したのは、これから審議されるわけでありまして、率直に申し上げますが、国民の土地を売却するのはいろいろの網をかけて抑えはするが、国有地を売却するのには全然触れないのは何事だということでは話をしてございませう。国土利用計画法は私の発案でできた法律であります、その段階においてこのような状況にならうと思つたものでありますから国有地に網をかけるのをかけないでしまつたという不手際もあるわけでありませう、少なくとも国有地を売却することによつて国民にある悪い影響を与えるような処分の

仕方はやはり許せることじやない、常識的に考えてどう思ふのです。治外法権だ、おれは何ほ高くたつていいんだというその考え方自体がとんでもない間違ひではないかというふうなこの間主張したのです。それでそれから、具体的に土地の暴騰を抑える仕事をきちつとやつてあるならいいけれども、やりもしないで何事だということなことで、この間ちよつとごたごたしたわけでありませう、その始末はいたしますということなものでありますから承知したという結果でございませう。もうちよつと積極的に、立場を犠牲にしてやるくらいのことではないとこの仕事の解決は私はないと思ひます。

それですから、いろいろあるんですけれども、どうも建設大臣というのは建設省所管以外のことにとかく言うことは余りいいことじやありませんから、だから非常に残念なんです、そろそろもう長くここに座つておるわけでもないでしようから、党に戻つたら十二分にやるつもりですから、そのときはひとつ御協力をお願い申し上げておきます。

○伊藤(英)委員 ありがとうございます。私も本当にぜひお願いしたいと思ひますし、それから、先ほど事前にお話しするとよかつたのですが、私が建設大臣にお伺いしたのも、公共事業等いろいろやつていきます、しかし今の地価高騰によつて公共事業の効率というのでしようか効果というのでしようか、それはもう著しく減殺されておる、そのために日本全体の公共事業のやり方も非常に阻害されているという状況にあるわけですね。そういう意味では直接の所管の大臣じやないのかもしれないが、しかし物すごく密接な關係のある大臣でありますのでお伺いしたわけでありませう、ありがとうございます。そういう意味で、国土庁の方もぜひよろしく願ひしたいと思います。

うことも極めて問題というところであります。そういう意味で、我が党が土地臨調というのを創設して、行政レベルだけではなく、学識経験者なりあるいは地方自治体の關係者なりあるいは民間事業者なり、そうしたいろいろの方の意見を集めてその対策に当たつたらどうかということを探案をしていくわけでありませう。

実はこの問題は、私の知る限りでは自民党の中にも一部こういう話があつたことがあると思ひますし、それから、ついせんだつての参議院の予算委員会でもこの問題についてちよつと出たことがありますが、やはりこういうことを真剣にやらないと、各省庁の問題がどうか、なかなかちやんと実行されていかないのではないか、こういうふうな思ふのであります。そういう意味で、この土地臨調の創設の問題についてどういふふうにかえらるるか、お伺いをいたします。

○工藤(憲)政府委員 大臣がおれば最も適切なお答えができると思つたのでありますけれども、この地価問題に對応いたしましていろいろ考えますことは、今の東京の一部の異常な土地の値上がり、全国的に見るとおおむね鎮静化している中で東京の一部の異常な値上がりというのは、当面早急に對應しなければならぬことだというふうな考え方をしております。

それで、ただいまお話がありましたような、長い時間をかけてそして長期の見通しに立つて地価問題に取り組むというのであれば、またそうした広い各方面からの意見を聞いて、そもそもこの土地対策というものを考えていく必要があるのかと思ひますが、当面差し迫つた地価対策につきましましては、地価対策の關係閣僚會議を設置することにいたしましたので、そこで次回會議を開いておるわけでありませう、御承知のような地価適正化のためのもろもろの施策を講ずるということにしている現状でございませうので、さよう御了承いただきたく存じます次第であります。

話も含めて私は、本当にちやんとそこで機能していくのかな、それから国土庁も、今までの経緯を見て、自分たちが思つていたように国有地の問題についても今日まで運んできたかなという意味で、うまくいくかどうかというふうな本當に思つておるかどうか疑問だな、こう思ふのです。

きょうは時間ありませんのでそれ以上申し上げませぬけれども、私は、今の土地問題というのはある意味では国土庁の存在意義が問われているとさだと思つたのです。それこそ、もしもうまくいかなかつたら私はこの任にあらず、あるいは自分たちの主張は日本の現在の政府の中では生きていかなない、だから責任をとつてやめまうと言ふらういふことがひよつとしたりあつてもいいのかなというくらいの意味を持つものだと私は思つたのです。そういう意味で、ぜひちやんと効果あるようになつていただきたい、これはちよつとかなにかいきそうもないと思つたらすくアクションをとるとか、すべて後追ひ後追ひという話になつていつたのではそれこそ無政府状態みたいなものですから、ぜひよろしくお願ひを申し上げたい、こういうふうな思ひます。

それから、これは極めて具体的な問題でありませぬけれども、時間があるんで一つだけちよつとお伺いしたいのですが、土地保有に對する課税です、これをちよつと強化することを検討したかどうか、こういうふうな思つておるわけでありませう。もちろんそのときには、いろいろ地域的な問題やあるいは他の法律、税法との關係やあるいはいろいろな調整は必要でありますけれども、やはり必要だろなという気がするわけでありませう。

先ほど坂井先生が東京集中の問題について四全總との絡みでいろいろ話をされました。例えば東京を考えたときに、東京というのはそれこそ莫大な資本が投下されて、そして猛烈な多数の機能を有している、価値を生み出している地域であります。その価値というのはどういふふうな実際に顕在しているのだろうか、そしてその価値に對し

こういうところは、この地域では買主の六割以上が個人なんです、そして値上がりも商業地で九%から一二%、宅地で五%から一五%にとどまっているのですが、都心での企業による土地取引が地価を押し上げているという実態がこの調査でも明らかですね。千代田区の場合、六十年中の土地取引は七百四十三件ですが、買主の八四%が法人、ほとんども企業が占めているわけです。個人は一五%なんです。だから企業が買主になつて割合の高い地域ほど値上がり率も高く、企業の土地買ひあさが値上がり結びついていてということがこの東京都の調査でもはっきりしているわけです。

先ほど東京都の認識は投機的な取引とまだ認めてないとおっしゃったのですが、東京都自身が出したこの資料を見ても、このことは地価高騰と企業との関係あるいは土地を投機的な対象にしていて、というところに大きな要因があるというふうに思ふのです。先ほど言いました四月二十一日に私たちが長官に申し入れた申入れでも触れているのですが、国土利用計画法に基づく規制区域の指定等を含めた発動をすべきじゃないかというところがこうした事実でも言えるんじゃないかと思ふのです。

いずれにしても、こうした投機的な土地取引に対する厳しい規制が必要だというふうに思ふますが、この問題についての対策についてお伺いしたいと思ふます。

○田村政府委員 最近の東京を中心とする地価上昇はいろいろな要因が複合して生じていると思ふます。やはり基本的には、先ほど来申しておりますように、都心部における事務所ビル需要等が急激に増大しているといういわば実需の増大、それに伴う買いかえ需要の増大ということをごさいますし、一方、その間にあつて一部法人が投機的取引を行つて、この地価上昇を加速しているということであらうかと思ふます。

法人による土地取得がどのくらいふえているかというのは、確かに東京都の土地白書でも触れて

いるわけでございます。都心部では従来から法人取引が多いわけでございますけれども、住宅系の地域におきましても、今回の地価上昇とともに法人の比率が増加している事実が認められるわけでございます。ただ、法人による土地取得が直ちにこれは投機的取引であるというふうに断定することはできないわけでございます。しかし、そういうものもかなりあるであらうというところは想像されまふけれども、これが取引のほとんどであるというふうには思つておりません。

しかし、こういった投機的取引を抑制することが地価安定に非常に有効であるということでございますから、いろいろ法律改正あるいは税制改正等によりまして、特にこの投機的取引の抑制を中心とした施策を現在考え、また国会でも御審議をお願いしているという状況でございます。

○中野大臣 建設大臣にちよつとお聞きしたいのですけれども、土地高騰というのは今政府が進めていられる内需拡大にも大変大きな影響を与えるのじゃないかと思ふのです。公共事業を五兆円とした場合に、これは建設省のどなたかお答え願ひたいのですが、そのうち例えば、推定ですが、用地費、土地代というのはどのくらい占めるとお考えですか。

○高橋(進)政府委員 建設省所管事業で用地補償費の占める割合というのは大体二割ということに推移しております、本年度におきます当初予算でも大体二割程度と考えております。

補正予算を組むといたしました場合、その性格上からいいますと二割を上回ることはないという感じでございますが、具体的にはこれからの問題でございます。

○中野大臣 大臣、これは大変ですね。二割からそれが異常な高騰を示しているわけですから、内需の拡大についても大変大きな影響を与えると思ふのです。建設省としてもこの地価の高騰対策を行うのは当然のことじゃないかと思ふのです。先ほどありました投機的な土地取引で利益を得ている不動産業者、こういうものを厳しく規制す

るといふことは当然ですが、私たちのところにも訴えがたくさんあるのです。暴力や脅迫、嫌がらせという行為などで、不当な底地権や借地権、こうしたものの売買を強要するという訴えもありまふ。直接のこうした当事者の取り締まりだけではなくて、やはり背後の大手不動産を含めて厳しい行政措置を機敏に実施することが必要だと私は思ふますが、大臣の所見をお伺いしておきたいと思ふます。

○天野國務大臣 厳しくやることも必要でありまふが、そのことよりも一番大きな問題は、やはり需給のバランスが崩れていることじゃないかと思ふのです。

先ほどもちよつと申し上げましたが、国土利用計画法の改正を今お願いしているはずでありますけれども、そのときの閣議で私、先ほど言つたような問題を提起して強力な意見を述べたのです。その段階で、土地の投機をできるだけ早く抑えるために、需給のバランスをとるといふ意味で東京駅の再開発を急ぐという条件をつけたのです。

〔委員長退席、中野(衛)委員長代理着席〕
それでこれは今事務的に進んでおりますが、これが完全に見込みが立ちますと、これは私の私案ですが、恐らく来年度から着工できるようになるのじゃないか。来年度から着工できれば二年間で費が関ビル三棟ぐらゐは簡単に建つんじゃないか。その構想を発表すれば今の事務所ビル関係の高騰につながら原因だけを排除されるのじゃないかというふうな感じをしておるのであります、公共事業を推進するに当たつて、全国的にこんな状態ならとても簡単な予算ではどうにもなりません。

が、幸いにも大暴騰しているところは東京都内の一部であるという点で、その地域を除けば公共事業執行にはそれほど大きな影響はないわけですから、何とか始末ができるのではないかと思ふしております。

○中野大臣 今お話しになつた国土利用計画法の改正ですが、私はあれでは非常に不十分じゃないかと思つておりまして修正案を出すつもりでおり

ますけれども、今の大臣の所見については改めてその機会にも論議をしたいと思ふます。

限られた時間ですから先に進みますが、二番目の問題は、東京湾横断道路の特にアセスの問題なんです。道路公団お見えになってますね。

東京湾横断道路については今、環境問題、安全問題のほかに、例えば私は日本経済新聞で読んだのですが、政府系金融機関の日本開発銀行の参事なんかも新聞に、湾岸道路が建設中なのに必要性も目的も全くわからない、なぜ一兆円も投資するのかという意味の疑問の声も投げかけられているなど、いろいろまだ問題点が多くあるわけです。

この建設を法的に保障する特別措置法に対しては私たちが反対の態度をとつたわけですが、しかし、法律が制定されて事業化に向けてアセスが審議されているわけですので、改めてその問題点について幾つか御質問をしたいと思ふます。

道路公団が昨年六月に東京湾横断道路の環境影響評価準備書を提出されて、これに基づいて神奈川県、千葉県など、それぞれその審査また意見を求めておられるわけですが、今その進捗状況、及びその中で出されている意見等を簡潔に御説明いただきたいと思います。

○窪津参考人 東京湾横断道路の環境影響評価につきましては、ただいま先生おっしゃいましたように、昨年の六月から神奈川県及び千葉県において手続を実施しているところでございます。

現在までの状況ですが、千葉県においては六十二年十二月二十二日に知事意見が公団に提出されております。また、神奈川県知事意見につきましては、現時点ではまだ提出されておられません。この四月三十日に川崎市長の意見が県知事及び公団あてに提出をされております。

影響評価の手続の実施に当たりまして公団に提出されました住民の意見、それから知事、市長の意見の概要については申し上げますと、まず住民の意見につきましては、主として大気質、水質、自然環境等の保全に関する意見及び事業の実施に関する要望が述べられております。それから千葉県

知事の意見につきましては、準備書はおおむね妥当とされた上で、工事の施行中及び工事の完了後について追跡調査等全般に係る事項、それから大気質、騒音、振動に係る事項、水質等に係る事項、自然環境等に係る事項等について意見が述べられております。それから川崎市長の意見につきましては、大気汚染、水質汚濁、海域生物、景観、船舶航行の安全について意見が述べられております。

(中島(衛)委員長代理退席、委員長着席)

○中路委員 今御説明いただいた中で、特に川崎の市長から四月三十日に意見が出ていますけれども、このもとになりました川崎市の環境影響審査会、五カ月間審議を続けたのですが、この中で、今おっしゃったように非常に重要な問題が幾つか指摘をされています。

これにどうかたえていくかということが非常に重要な課題だと思いますが、この審査書では、計画路線の設置に伴って特に注目されるのは大気汚染のうち窒素酸化物及び粉じんなどということを指摘しまして、今おっしゃいましたけれども、特に具体的に、大気汚染では取りつけ口の川崎の浮島の換気塔と川崎側の人工島の換気塔の排気ガス、粉じん等の対策あるいは工用船舶による水質汚濁といえますが窒素酸化物等の影響、それから船舶航行の安全対策の問題、こうした点を幾つか指摘をされていますが、今私が述べたような点について、道路公団としてこれらの対策についてどのように考え、どう対策を立てようとおられるのか、御説明いただきたいと思っております。

○藤澤参考人 ただいま御指摘の問題は、道路公団といたしまして大変に重要な問題と認識をいたしております。

市長の意見の内容につきましては、現在検討を行っておりますのでございます。それで、今後神奈川県知事の意見が提出されますが、この提出されました後に見解を含めて評価書を作成し、公告縦覧することとしております。事業の実施に当たりましては、この意見の趣旨を十分尊重した上で

必要に応じ対策を講じる等、環境保全に努めてまいりたいと考えております。なお、具体的な対策等については評価書の中で明らかにしてまいりたいと考えております。

また、船舶航行の安全対策につきましては、学識経験者及び関係団体の協力のもと東京湾横断道路海上交通安全調査委員会の中で慎重な調査検討を行っておりますので、この検討結果に基づき所要の対策を十分に講じてまいりたいと考えております。

○中路委員 とりわけこの大気汚染の問題なんです、推定の交通量が一日当たり六万四千台と言われておりますけれども、そのうち川崎市の内陸部に流入する推計一万二千台の車両の運行の問題というのが住民の間でも大変大きな問題になっておるわけです。横断道路の浮島の取りつけ口から走っております国道四百九号線のNO_xについて、昨年十二月に市民団体がこの環境汚染の問題について調査した結果を今いただいておりますけれども、これを見ましても、例えば浮島橋のところは○一七六ppm、産業道路のところは○三〇四ppm、京浜大師駅が○三六二ppmということ、川崎の環境基準は○二二ppmです。中間目標も○四ppmですから、これの十倍を超える数値が今でも出ておるわけです。ここに新たに加わってくるわけですから非常に深刻なわけです。

この対策が特に必要になってくるわけですから、先ほどの川崎市の審議会の答申でも沿道の市民に及ぼす影響が非常に大きいということも述べております。御存じのように、このところは横断道路とともに高速湾岸道路の計画ですね。それから川崎縦貫道路ということで、これはまだルートや道路構造が未定でありますけれども、今三つの道路が深く重なった計画になってきておるわけですから、一つの道路網を形成するという事になりますから、こうした問題について、事業主体が別々だとどうして道路別の、あるいは縦貫道路はまだ先のことです。道路別の細切れのアセス

ということだけをやっている問題は解決しない、この重なり合った三つの道路の影響について総合的な環境アセスを行う必要がある、そしてそれに対する対策が必要だということに私は考えるわけですが、この点についてどのようにお考えですか。

○鈴木(道)政府委員 ただいまの次々にできてくる道路についてまとめてアセスメントをやれという先生の御指摘は大変ごもっともだと思いますけれども、川崎縦貫道路については現在建設省において具体的な計画策定のための調査を実施している段階でございます。今の段階で東京湾横断道路とあわせて環境影響評価を実施することは困難でございます。したがって、この川崎縦貫道路が沿道地域の環境に与える影響につきましては、具体的な計画が固まった後、都市計画決定にあわせて環境影響評価を実施することにしておりまして、この中で川崎縦貫道路として必要な環境保全対策を講じていくように考えております。

○中路委員 結局対策が先送りになるんですね。住民の方は影響が一本になってくるわけですから、その点では、いろいろな事情があるにしても極めて重要な問題を先送りにせざるを得ない、そしてこの道路の計画だけが進んでいくという点で、このアセス自身も極めて不十分ではないかと私は思うのです。

そこで、特にこれからの手順で、先ほどお話しのように県知事の意見が出ますと、手続としては道路公団が評価書を出す、縦覧期間を置いて最終的には建設大臣の事業認可が出てくるわけですが、私は大臣に特にお願いしたいのは、今言ったような経過ですから、特に事業認可の前に環境の問題にはもつと慎重な配慮で環境庁とも相談をされる必要もありますし、住民の意見も十分聞いた検討が必要ではないかと思うのですが、大臣の所見をお聞きしておきたいと思っております。

○天野国務大臣 今道路局長から答弁がありましたが、後のものまで先に繰り上げてやるわけにいかないでしょうから、現状の段階においてどうか

ということを十二分検討して期待に沿えるようにいたしたいと思います。

○中路委員 結局縦貫道路は先になりますけれども、その時点でも改めて総合的な環境の検討が必要だということを私は特に強調しておきたいと思っております。

あと、時間がそうありませんのでもう一問ですが、区画整理事業の問題について後で具体的に一例で質問しますが、今全国的に、区画整理事業で計画決定をして、しかし事業化のめどが立たない、例えば決定してから二十年以上も事業化のめどが立たないという困難な区域というのは、大体どれくらいあるのですか。

○北村(廣)政府委員 昭和五十九年十二月時点で調査しました結果によりまして、都市計画の決定後二十年以上経過いたしましたも事業化されていない区域は、全国で百三十八カ所ございました。その後現在までに二十一カ所が事業に着手いたしましたので、現在残っておりますのは百十七カ所でございます。

○中路委員 計画決定してから二十年以上事業化されないというのは百カ所以上まだあるんですね。あわせてお聞きしたいのですが、なぜ事業化のめどが立たないのか、主な原因はどういうところにあるのですか。

○北村(廣)政府委員 何よりも、地元説明等を繰り返してまいりまして地元住民の方の御理解がどうしても得られず、同意が得られないということが第一でございます。

そうこうしているうちにだんだん地元の状況が変わってまいりまして、細かい宅地が立て込んでくるというようなことになりまして、区画整理を行おうと思っても実際上さまざまな困難が出てくる。現況の変化と住民の理解、この二点でございます。

○中路委員 これは当然、二十年たちますから全く事情が変わってきてしまうんですね。同じ計画

に固執してもこれは進まないんですよ。

そこで、最後に一つ具体例でお話ししますけれども、これもその一つなんです。横須賀市の衣笠駅の南の非常に広い範囲の土地区画整理事業ですが、これも昭和四十三年十月に都市計画決定をしているのです。しかし、ずっと進まない。率直に言いますと、事実上難しくても県も今は放棄した状態ですね。しかし、住民の方からいえば、都市計画税、税金も払っているのだけれども、建築も制限を受ける、下水道も進まない、消防活動も十分でないということで不満が非常に高まっているのです。

この問題は、計画決定したからということで固執しないで、住民のニーズにこたえられる今の現状に合った都市づくり町づくりということを考えなければいけない。そういう面で、建設省がもっとこういった場所については県や市を指導して、現実に区画整理事業が困難になった場合、地元住民の意向を十分聞いていかなければなりませんけれども、都市計画の区画整理ではなくて、それ以外の手法も含めて、住民の納得のいく町づくりを進めることが今必要になってくるのじゃないかというふうには私に思うのです。それは一部分区画整理でさらにやるところもあるかもしれないけれども、全く事情が変わってしまつてそんなことは困難なところも出てくるわけです。その点は具体的な実情に応じてどういう手法がいいのかということを含めて、建設省がそういう箇所についてはもっと積極的に県や市とも相談をし対策を進める必要があるのではないかとということなんです。これについての御見解をお聞きしたい。

○北村(廣)政府委員 お尋ねの衣笠南地区については、ただいま御指摘のような現状にございます。当面、細街路を整備いたしまして消防対策をすること、下水道等環境対策をするのが先決でございますので、お話のように全面的な計画の見直しを図り、できるだけ住みよい環境をつくり出すように県と市を指導してまいりたいと存じます。

○中路委員 今おっしゃいましたけれども、私は、建設省で至急県、市を呼んで具体的な相談をしてほしいと思うのです。区画整理事業でやれない現実な事情が変わっている箇所については、ゾーンで分けてもいいと思うのですが、それにかわる手法、対策も必要だろう。あるいは緊急にやらなければいけない下水道とかそういうものについてはどうするかということも相談をしてほしい。それから、せっかく具体的な例を挙げたわけですから、できたら現地を一度見て調査もしていただきたい。そして、どういう方法がいいのか検討してほしいということを要請したいのですが、いかがですか。

○北村(廣)政府委員 早速そのようにいたしたいと存じます。

○中路委員 時間ですので、最後に大臣にお聞きしたいのですが、恐らくいろいろ原因があるでしょうけれども、二十年以上たつて進まないそのままとところが全国的に今もまだ百力以上あるのです。住民の方から町づくりの点でいろいろ障害がありますから不満も出てきていますので、こういう問題について建設省として改めて積極的な指導が必要ではないかと考えるのですが、最後に大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○天野國務大臣 十二分にその地域を調査いたさせまして、できるだけ早い機会に御期待に沿うような格好にするように検討させていただきます。

○中路委員 では終わります。

○村岡委員長 質疑は終了いたしました。

○村岡委員長 次に、小委員会設置の件についてお諮りいたします。

土地問題に関する調査のため小委員十一名よりなる土地問題に関する小委員会を設置いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

小委員及び小委員長は、追つて指名の上、公報をもつてお知らせいたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可並びにその補欠選任につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

また、小委員会において参考人の出席を求め意見を聴取する必要が生じた場合は、参考人の出席を求めることとし、その人選及び出席日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○村岡委員長 次に、内閣提出、治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法案の両案を議題といたします。

順次趣旨説明を聴取いたします。天野建設大臣。

○天野國務大臣 ただいま議題となりました治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年の国土の利用、開発の著しい進展に伴い、山地及び河川流域において激甚な災害が発生するとともに、各種用水の不足は依然深刻であり、引き続き治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図る必要があります。

また、災害関連緊急事業については、状況の推移等に応じて、機動的な対応を行う等の必要があります。

さらに、景観、親水性等を生かした河川環境整備等の要請の増大にこたえるため、市町村長が河川行政に参加できることとする必要があります。

以上がこの法律案を提出した理由であります。次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

まず、治山治水緊急措置法の一部改正についてであります。

第一に、現行の計画に引き続き昭和六十二年を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定することいたしました。

第二に、再度災害を防止するため特に緊急に施行すべき事業を五カ年計画の対象である治山事業及び治水事業に含まれないこといたしました。

次に、河川法の一部改正についてであります。市町村長は、指定区間内の一級河川及び二級河川について、あらかじめ、河川管理者と協議して一定の河川工事または河川の維持を行うことができることといたしました。

さらに、これらの改正に伴い、国有林野事業特別会計及び治水特別会計の経理について所要の改正をすることといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、民間都市開発の推進に関する特別措置法

案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

都市開発は、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進に寄与するとともに、内需の振興、地域経済の活性化等の要請にこたえる上でも緊急の課題となっております。この場合、民間事業者の能力を活用しつつ推進していくことが極めて重要であります。

しかしながら、特に地方都市等における都市開発事業においては、その必要性が高いにもかかわらず、事業化が困難な場合が多く、新たな支援措置が必要であります。

このような観点から、この法律案を提出することといたしました。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

まず、建設大臣は、民間都市開発事業の推進を目的として設立された民法第三十四条の法人を民間都市開発推進機構として指定するとともに、機構に対する政府の無利子貸し付け、債券に係る政府の債務保証等の支援措置を講ずることとしております。

さらに、機構は、公共施設の整備を伴う等一定の要件を満たす事業について、その費用の一部を負担して参加すること、当該事業に要する費用に充てるための長期かつ低利の資金を融通すること等の業務を行うこととするともに、その他の所要の規定を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○村岡委員長 以上で両案の趣旨説明聴取は終わりました。

次回は、明十五日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十分散会

治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案

治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第一条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「都道府県知事」の下に「又は市町村長」を加え、「市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が補助するもの」を削り、同条第三項第二号中「行なう」を「行う」に改め、「関する事業」の下に「その他

同号の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため、土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの」を加える。

第三条第一項中「昭和五十七年度」を「昭和六十二年度」に改める。

(河川法の一部改正)

第二条 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

(市町村長の施行する工事等)
第十六条の二 市町村長は、指定区間内の一級河川及び二級河川について、第九条及び第十条の規定にかかわらず、あらかじめ、河川管理者と協議して、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、その実施の目的、河川に及ぼす影響の程度、市町村長の統括する市町村の人口規模その他の事由により河川管理上適切でないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

2 市町村長は、前項の規定による協議に基づき、河川工事又は河川の維持を行うおとるとき、及び当該河川工事又は河川の維持を完了したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定による協議に基づき、河川工事又は河川の維持を行う場合において、政令で定めるところにより、河川

管理者に代わつてその権限を行うものとする。

第二十条中「第十一条」の下に「、第十六条の二第一項」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十五条第一項中「第七十九条第二項第三号」を「第七十九条第二項第四号」に改める。

第六十二条中「改良工事」の下に「(第十六条の二第一項の規定による協議に基づき市町村長が行うものを除く)」を加え、「こえない」を「超えない」に改める。

第六十五条の次に次の一条を加える。

(市町村長の施行する工事等に要する費用)
第六十五条の二 第十六条の二第一項の規定による協議に基づき市町村長が行う河川工事又は河川の維持に要する費用は、当該市町村長の統括する市町村の負担とする。この場合において、国及び都道府県は、当該費用のうち改良工事に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

2 前項後段の改良工事により、同項後段の費用の一部を負担する都道府県以外の都道府県が著しく利益を受ける場合においては、当該費用の一部を負担する都道府県は、その受益の限度において、当該都道府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都道府県に負担させることができる。

3 第六十三条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第一項後段の規定により国及び都道府県が負担すべき費用又は第二項の規定により利益を受ける都道府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、第一項前段の規定により費用を負担する市町村に対して支出しなればならない。

第六十八条第一項中「附した」を「付した」に、「及び第六十条第二項前段」を、「第六十条第二項前段及び第六十五条の二第一項前段」に改める。

第七十九条第一項中「行なう」を「行う」に、「行なおう」を「行おう」に改め、同条第二項第二号中「行なおう」を「行おう」に改め、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十六条の二第一項の河川工事で政令で定めるものにつき、同項の規定による協議に応じようとする場合

附則
(施行期日)

1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)
2 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「に規定する災害復旧事業」を、「又は第二号に掲げる事業」に改める。

附則に次の一条を加える。

第十二条 治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第...号)による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付(昭和六十一年度以前の年度のこの会計の予算で昭和六十一年度以後の年度の繰り越したものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む)は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

(治水特別会計法の一部改正)

3 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「に規定する災害復旧事業又は同項第三号に規定する復旧工事」に

る」を「から第三号までに掲げる」に改め、同項第三号中「市町村長が施行するものに係る」の下に「負担金又は」を加える。

附則中第二十九項を第三十項とし、第二十六項から第二十八項までを一項ずつ繰り下げ、第二十五項の次に次の一項を加える。

26 治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第 号)

による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業五箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したものの(昭和六十一年度以前の年度のこの会計の予算で昭和六十二年以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む)は、それぞれ第一条第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

理由

治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、新たに昭和六十二年を初年度とする治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画を決定することとする等所要の措置を講ずるとともに、河川の整備の一層の推進を図るため、市町村長が指定区間内の一級河川及び二級河川について河川工事又は河川の維持を行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民間都市開発の推進に関する特別措置法案

民間都市開発の推進に関する特別措置法

第一条 この法律は、民間事業者によつて行われる都市開発事業を推進するための特別の措置を定めることにより、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図り、もつて地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

2 この法律において「民間都市開発事業」とは、民間事業者によつて行われる次に掲げる事業をいう。

一 都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備に関する事業(これに附帯する事業を含む)のうち公共施設の整備を伴うものであつて、政令で定める要件に該当するもの

二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四十六条の都市計画施設のうち政令で定めるものの整備に関する事業であつて、同法第五十九条第四項の認可を受けたもの

(民間都市開発推進機構の指定)

第三条 建設大臣は、民間都市開発事業の推進を目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の財団法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、民間都市開発推進機構(以下「機構」という。)として指定することができる。

2 建設大臣は、前項の指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 建設大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(機構の業務)

第四条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 特定民間都市開発事業(第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業のうち地域社会における都市の健全な発展を図る上でその事業を推進することが特に有効な地域として政

令で定める地域において施行されるもの及び同項第二号に掲げる民間都市開発事業をいう。以下この条において同じ)について、当該事業の施行に要する費用の一部(同項第一号に掲げる民間都市開発事業にあつては、公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設(以下この条において「公共施設等」という。))の整備に要する費用の額の範囲内に限る)を負担して、当該事業に参加すること。

二 特定民間都市開発事業を施行する者に対し、当該事業の施行に要する費用(第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業にあつては、公共施設等の整備に要する費用)に充てるための長期かつ低利の資金の融通を行うこと。

三 民間都市開発事業の基礎的調査の実施に対する助成を行うこと。

四 民間都市開発事業を施行する者に対し、必要な資金のあつせんを行うこと。

五 民間都市開発事業の推進に関する調査研究を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項第二号に掲げる業務については、日本開発銀行、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫(以下「日本開発銀行等」という。))とそれぞれ次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 機構は、日本開発銀行等に対し、前項第二号の融通に必要な資金を寄託すること。

二 日本開発銀行等は、機構が推薦した特定民間都市開発事業を施行する者に対し、前項第二号に規定する費用に充てるための資金の貸付けを行うこと。

三 利息その他の第一号の寄託の条件に関する事項及び前号の貸付けの条件の基準に関する事項

事項

四 その他建設省令で定める事項

3 機構は、前項の協定を締結しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(資金の貸付け)

第五条 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)第一条第二項の規定によるもののほか、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路又は港湾施設の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付けの償還方法は、政令で定める。

(事業計画等)

第六条 機構は、毎事業年度開始前に第三条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに、建設省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 機構は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、建設大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第七条 機構は、第四条第一項第二号に掲げる業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(借入金及び債券)

第八条 機構は、弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、基本財産の額又は純資産額のいずれか少ない額の十倍に相当する金額を限度として、債券を発行することができる。ただし、そ

の発行した債券の借換えのためには、一時その限度を超えて債券を発行することができる。

3 機構は、前項の規定により債券を発行しようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、第二項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

5 第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 機構は、建設大臣の認可を受けて、第二項の規定による債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

8 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

9 第二項の規定による債券で当該債券に係る債務について次条の規定により政府が保証契約をしているものについては、これを社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)第十四条の規定に基づき同法が準用される債券とみなす。

10 第二項から前項までに定めるもののほか、第二項の規定による債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)
第九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第四条第一項第二号に掲げる業務に要する資金の財源(公共施設の整備に要する費用に充てるものに限る。)に充てるための前条第二項の規定による債券に係る債務(国債復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に関する法律(昭和二十八年法

律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。
(余裕金の運用)
第十条 機構は、次の方法によるほか、第四条第二項第二号に掲げる業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行への預金又は郵便貯金
三 その他建設省令で定める方法
(報告及び検査)
第十一条 主務大臣は、第四条第一項各号に掲げる業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(改善命令)
第十二条 主務大臣は、第四条第一項各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命じることができる。
(指定の取消)
第十三条 建設大臣は、機構が次の各号の一に該当するとき、又は次項の規定による請求があつたときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

一 第四条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
三 前条の規定による建設大臣の処分に違反したとき。
四 運輸大臣は、機構が前項第一号若しくは第二号に該当するとき、又は前条の規定による運輸大臣の処分に違反したときは、建設大臣に対し、第三条第一項の指定を取り消すべきことを請求することができる。

3 建設大臣は、第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分を理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

4 建設大臣は、第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。
(指定を取り消した場合における経過措置)
第十四条 前条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消した場合における第四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に関する所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。
(国の援助等)
第十五条 国は、民間都市開発事業の推進を図るため、当該事業を施行する者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

2 地方公共団体(港務局を含む)は、民間都市開発事業の円滑な推進を図られるように、当該事業を施行する者に対し、必要な協力を行うものとする。
(協議)
第十六条 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、運輸大臣に協議しなければならない。
一 第三条第一項又は第十条第一号の指定をしようとするとき。
二 第四条第二項第四号、第六条第一項、第十

条第三号又は第十九条の建設省令を定めようとするとき。
三 第四条第三項、第六条第一項又は第八条第一項、第三項若しくは第七項の認可をしようとするとき。
四 第十三条第一項の指定の取消をしようとするとき。
建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。
一 第六条第一項又は第八条第一項、第三項若しくは第七項の認可をしようとするとき。
二 第十条第一号の指定をしようとするとき。
三 第十条第三号の建設省令を定めようとするとき。
建設大臣は、第四条第三項の認可をしようとするときは、あらかじめ、機構と日本開発銀行との協定に係るものにあつては大蔵大臣に、機構と北海道東北開発公庫又は沖縄振興開発金融公庫との協定に係るものにあつては内閣総理大臣及び大蔵大臣に協議しなければならない。
(主務大臣)
第十七条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。
一 機構の財務及び会計その他管理業務に関する事項については、建設大臣
二 第四条第一項各号に掲げる業務のうち港湾法(昭和二十五年法律第二十八号)第二条第五項の港湾施設に係るものに関する事項については、運輸大臣
三 第四条第一項各号に掲げる業務に関する事項(前号に規定する事項を除く。)については、建設大臣
(日本開発銀行法等の特例)
第十八条 日本開発銀行等は、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)第十八条第一項、北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)第十九条及び沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項の規定によるもののほか、日本開発銀行

第一類第十二号 建設委員會議録第二号 昭和六十二年五月十四日

三二

にあつては大蔵大臣、北海道東北開発公庫及び沖繩振興開発金融公庫にあつては内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、機構に拠出することができ。

2 前項の規定により日本開発銀行等が拠出する場合においては、日本開発銀行法第五十一条第二号中「場合」とあるのは「場合及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第十八条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法第十八条第一項の規定による拠出」とし、北海道東北開発公庫法第三十八条第一号中「場合」とあるのは「場合並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法第十八条第一項の規定により内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第三号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第十八条第一項の規定による拠出」とし、沖繩振興開発金融公庫法第三十九条第一号中「場合」とあるのは「場合並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法第十八条第一項の規定により内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は民間都市開発の推進に関する特別措置法第十八条第一項の規定による拠出」とする。

二 第十二条の規定による主務大臣の処分に違反した者
第二十一条 機構の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が機構の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、機構に對しても、同条の刑を科する。
第二十二條 第八條第一項、第三項又は第七項の規定に違反して認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員は、五十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)
第二条 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。
2 国は、民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構に對し、同法第四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。

第二条第一項中の「前条の」を「前条第一項の」に、「前条第一号」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前条第二項の規定による貸付金は、無利子とする。

第二条に次の一項を加える。
4 前条第二項の規定による貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内とし、その償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。

第二十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(都市開発資金融通特別会計法の一部改正)
第三条 都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第一条中「第一条」を「第一条第一項」に改め、「貸付け」の下に「及び同条第二項の規定による民間都市開発推進機構に對する貸付け」を加える。

(道路整備特別会計法の一部改正)
第四条 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第三条中「又は東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第三条第一項」を、「東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第三条第一項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第五条第一項」に改める。

(港湾整備緊急措置法の一部改正)
第五条 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。
第二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第五条第一項の規定による国の貸付けに係る港湾施設(港湾整備特別会計法の一部改正)

第六条 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項に次の一号を加える。
八 港湾整備事業で港湾整備緊急措置法第二条第四号に規定するものに係る貸付け
六 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第五条第一項の規定による貸付金の償還金
第四条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 民間都市開発の推進に関する特別措置法
第五条第一項の規定による貸付金
第七条第一項中「及び外資埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六條」を、「外資埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六條及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項」に改める。
(日本開発銀行法の一部改正)
第七条 日本開発銀行法の一部を次のように改正する。

第十八条の二の見出し中「借入れ」を「借入れ等」に改め、同条第一項中「現在額及び」の下に「同条第三項の規定による寄託金の現在額並び」を加え、「こえる」を「超える」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「貸付」を「貸付け」に、「譲受」を「譲受け」に改め、「借入れ」の下に、「寄託金の受入れ」を加え、「こえる」を「超える」に改める。
第十九条第一項中「貸付の利率」を「貸付けの利率」に、「譲受」を「譲受け」に改め、「借入れの利子」の下に、「同条第三項の規定による寄託金の利子」を加える。
第二十四条第二項中「借入金の利子」の下に、「同条第三項の規定による寄託金の利子」を加える。

第三十七條の見出し中「借入」を「借入れ等」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、「除く外」を除くほか「借入」を「借入れ又は寄託金の受入れ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 日本開発銀行は、第十八条第一項第一号に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、大蔵大臣の認可を受けて、民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第三条に規定する民間都市開発推進機構から同法第四条第二項の協定に係る寄託金の受入れをすることができ

る。

第五十一条第五号中「資金の借入れ」の下に、「寄託金の受入れ」を加え、「貸付」を「貸付け」に、「譲受」を「譲受け」に改め、同条第七号中第三十七号第三項を第三十七号第四項に、「借入」を「借入れ又は寄託金の受入れ」に改める。

（北海道東北開発公庫法の一部改正）

第八条 北海道東北開発公庫法の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出しを「借入金等」に改め、同条第五項中「及び第二項」を「第二項及び前項」に、「借入」を「借入れ又は寄託金の受入れ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5. 公庫は、主務大臣の認可を受けて、民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第三条に規定する民間都市開発推進機構から同法第四条第二項の協定に係る寄託金の受入れをすることができ

（沖繩振興開発金融公庫法の一部改正）

第九条 沖繩振興開発金融公庫法の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出しを「借入金等」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「借入れ」の下に「又は寄託金の受入れ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 公庫は、主務大臣の認可を受けて、民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第三条に規定する民間都市開発推進機構から同法第四条第二項の協定に係る寄託金の受入れをすることができ

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

第十条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「を除く。」の「の利子」の下に、「寄託金(北海道東北開発公庫及び沖繩振興開発

金融公庫の場合に限る。)の利子」を加える。

（都市計画法の一部改正）

第十一条 都市計画法の一部を次のように改正する。

第八十四条第一項中「行なう」を「行う」に、「第一号各号」を「第一号第一項各号」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）

第十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第七十八号の二の次に次の一号を加える。

七十八の三 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)の施行に関する事。

（建設省設置法の一部改正）

第十三条 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)」を、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)及び民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)」に改める。

理由

民間事業者によつて行われる都市開発事業を推進することにより、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図るため、民間都市開発推進機構の指定及び同機構の行う業務等について定めるとともに、同機構に対する政府の無利子資金の貸付け及び債務保証等の特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建設委員会議録第一号中正誤

ペシ	段行	誤	正
一	三	講じたい	講じた
二	四	段階での	段階で
三	一	補助金のカット	補助金をカット
四	二	見直しますと、	見直しますと。
五	三	おかなかつたら	おかなかつたら
六	四	末として交付税	末として交付税

昭和六十二年五月二十一日印刷

昭和六十二年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W